

平成22年7月28日（水）

於・国土交通省（中央合同庁舎2号館）

16階観光庁国際会議室

国土交通省独立行政法人評価委員会
自動車事故対策機構分科会（第10回）
議 事 録

国土交通省

目 次

1. 開 会	1
2. 資料説明・討議	
(1) 平成21年度財務諸表に関する意見について	6
(2) 長期借入金の償還計画に関する意見について	12
(3) 平成21年度業務実績に関する報告について	13
(4) 監事監査の結果について	43
(5) 平成21年度業務実績に関する評価について	45
(6) 業績勘案率の決定について	75
3. そ の 他	76
4. 閉 会	77

1. 開 会

○高木被害者保護企画官 それでは、定刻でございますので、ただいまから第 10 回国土交通省独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会を開催させていただきます。

本日は委員の先生方におかれましては御多忙中、またかつ暑い中にもかかわらず御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は国土交通省自動車交通局保障課被害者保護企画官の高木でございます。後ほど分科会長に議事進行をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。

それでは、本日の出席者の御紹介をさせていただきます。

まず委員の先生方につきまして、御紹介させていただきます。

慶應義塾大学商学部教授、堀田一吉分科会長でいらっしゃいます。

○堀田分科会長 よろしくお願ひします。

○高木被害者保護企画官 公認会計士、北村信彦委員でいらっしゃいます。

○北村委員 よろしくお願ひします。

○高木被害者保護企画官 弁護士、島田一彦委員でいらっしゃいます。

○島田委員 よろしくお願ひします。

○高木被害者保護企画官 都市交通研究所取締役、福井委員におかれましては本日御出席ということ承っておりまして、後ほどお越しになるものと思われまふ。

続きまして、神奈川大学工学部准教授、堀野定雄委員でございます。

○堀野委員 よろしくお願ひします。

○高木被害者保護企画官 なお、中田信哉委員、坂井昇委員におかれましては、本日は御都合により欠席となっております。

7名中、ただいま4名の委員の御出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定められております会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを報告させていただきます。

続きまして、国土交通省からの出席者を紹介させていただきます。

自動車交通局保障課長の八木でございます。

- 八木保障課長 八木です。よろしくお願いします。
- 高木被害者保護企画官 保障課総括課長補佐の服部でございます。
- 服部課長補佐 服部でございます。
- 高木被害者保護企画官 次に、NASVA（自動車事故対策機構）からの出席者を御紹介いたします。

金澤理事長でございます。

- 金澤理事長 金澤でございます。本日はありがとうございます。
- 高木被害者保護企画官 烏谷理事でございます。
- 烏谷理事 烏谷です。よろしくお願いいたします。
- 高木被害者保護企画官 清水理事でございます。
- 清水理事 清水でございます。よろしくお願いいたします。
- 高木被害者保護企画官 井口理事でございます。
- 井口理事 井口でございます。よろしくお願いいたします。
- 高木被害者保護企画官 野田監事でございます。
- 野田監事 野田でございます。よろしくお願いいたします。
- 高木被害者保護企画官 内田監事でございます。
- 内田監事 内田でございます。よろしくお願いいたします。
- 高木被害者保護企画官 野呂経理部長でございます。
- 野呂経理部長 野呂でございます。よろしくお願いいたします。
- 高木被害者保護企画官 ありがとうございます。

それでは、第 10 回の分科会の開催に当たりまして、国土交通省自動車交通局、八木保障課長より一言御挨拶申し上げます。

よろしくお願いいたします。

- 八木保障課長 保障課長の八木でございます。

本日は御多忙の中、委員の先生方には御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また平素より自動車交通行政に御理解と御支援を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

本日御審議をお願いいたします議題は 6 つございますが、特に、平成 21 年度の NASVA の業務実績に関する評価は中期計画の 3 年目、つまり中間点としての評価になります。NASVA の業務運営にとって大変重要な評価になろうかと考えております。

平素より NASVA におかれましては、金澤理事長のもと、一丸となって自動車交通の安

全対策、また不幸にして自動車事故の被害者となった方々への各種の支援に大変な努力を重ねられておられると承知しております。

本分科会におきましては、平成 21 年度の業績評価を御報告いただき、その業績実績に対しまして厳格かつ客観的な評価を行うことが実は NASVA の今後の業務運営にとって大変重要であると感じております。

昨今の情勢でございますが、改めて申すまでもございませぬが、いろいろ動きがございます。例えば、財政状況もより一層厳しくなっております。この 1 日、2 日の来年度予算編成のニュース報道等ございますし、またこの NASVA に関しましても本年 4 月にはいわゆる事業仕分けにかかったということも御承知のとおりでございます。ただ、事業仕分けの内容に関しては、NASVA が行っている 3 つの業務について、その業務そのものが要らないというような議論はなく、だれがやるかという議論だけでございましたので、そういう意味でも非常に重要、必要のある事業をやっている。21 年度、それがどうなったかということにつきまして、そこを中心に本日は御議論いただければありがたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高木被害者保護企画官 続きまして、NASVA の金澤理事長から御挨拶をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○金澤理事長 本日、大変お暑い中、委員の先生方におかれてはお仕事万端、御多忙の中にもかかわらず私どもの評価のために本日、委員会を開催していただきましたこと、まことにありがたく、心から御礼を申し上げたいというふうに思ひます。

いつも私、この評価委員会がどうも始まらないと夏が来たという感じがしないと思ひていたのですが、ことしはちょっと異常気象のせい、随分前から暑くなりましたが、その暑くなったのは多少気象の問題もあろうかと思ひますが、よく考えてみると、どうもこの春から、先ほど八木課長からも御紹介のあった仕分けというものが行われて、私どもの事業も 2 つの事業が対象になった。そんなこともあってことしは暑さが少し身に染みるのかなというふうに思ひるのであります。

しかし、仕分けの議論については私のちょっと感想めいたものを申し上げる立場でもないのかもしれませんが、知見の深い方々がその識見に基づいて幅広く私どもの業務につ

て仕分けの議論をしていただけるという場であれば私も本当にありがたううれしいのですが、決して私どもの仕分け人の方がということではございませんけれども、ときに十分な知見と事実に基づく議論ではないものが出たりすることは、短時間の間に仕分けるということの性格上仕方がないのかなと思いつつも、少し私としては寂しい気持ちにもなりましたし、その点、この評価委員会の先生方におかれては、私どもの業務について過年度よりずっと温かくも厳しい目で事業を見ていただいておりますので、私としてはこの評価委員会において私どもの業績について率直な御叱正をいただくことが我々の業務の適正化のためにはぜひとも必要だというふうに考えておりますので、どうぞ本日もよろしく、また御指摘をいただきたいというふうに思っております。

今、八木課長も御指摘になったとおり、私どもの中期目標、これは国土交通大臣からいただいた目標ですが、これも私どもの中期計画の3年目が今回の21年度の実績でございます、まさに大事な折り返し点ということでございます。今後、中期計画が確実に実施される、中期目標を達成するという観点からもこの実績を踏まえた私どもNASVAのハンドルさばきが大事な時期に来ているなというふうに私は認識をいたしておりますので、そうした3年目という折り返しの地点での私どもの実績について、本日もさまざまな観点からの御叱正、御指摘をぜひともちょうだいいたしたく存じております。

以前ここで御挨拶申し上げたときに、やはり事故の状況について多少理事長が触れないのもいかがかということもございまして、私、昨年事故の状況をきょうも改めて眺めて参りました。大変うれしいことに関係の皆様御努力、これは一致した取り組みだと思っておりますが、我が国の自動車事故の発生者数の中の代表的な死者数、24時間死者数については、昭和27年のマッカーサー統治下以来の5000人を下回るという大変な前進を、昨年の実績ですけれども、見せておるといふふうに私は考えております。私どもはその一端でありますけれども、担わせていただいておりますので、そうした数字がさらに、昨年、総理大臣が掲げられたさらにこれを半減させるという目標に向かって着実に歩いていくべく、私どもも取り組みを強めていきたいと、このように考えております。

また死者数で代表して申し上げましたが、実は大変重要なのは重大な事故を起こされた方々、被害者の方々、私たちもその救済をしております関係で関心がありますが、その方々も、何年か前までは死者だけが減り始めて、重大な事故の死者数が少し減少率が遅かった時点がございましたけれども、この1、2年、かなり減ってまいったということでもうれしく思っております。

私たちに与えられた目標値については後ほど個別に御説明申し上げますけれども、概ね順調に実績を上げているというふうに私、御報告できると思います。しかし個々には、個別の課題についてはまだ問題もあり、私どもとして悩みを抱えておるものもございます。私たち NASVA はこの中期計画の実施に当たって頼りにされる、寄り添う NASVA ということを私、キャッチフレーズと掲げまして、今までとかく待ちに偏っているという御批判もございましたので、現在、私ども NASVA では全国的にでございますが、事業者の方、あるいは被害者の方のところに我々が直接出掛けて行って被害者の方の保護、あるいは安全指導のお手伝いをさせていただき体制をとりつつございます。まだ十分な体制がとれていないと申し上げられない点もございますが、今後、職員一同、さらにそれを徹底して、私は「出前サービス」と言っておりますけれども、お客様のところに出掛けて行って安全のお手伝い、あるいは被害の軽減のための支援、こうしたことをやっていこうということで、今はまさにその改革の途中でございますので、そうした見地からも御指摘を賜りたいというふうに存じております。

大変暑い中、本当に本日はありがとうございます。私どもこれから担当の役員が順次御説明申し上げ、また後ほど御質問にもお答えしていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○高木被害者保護企画官 どうもありがとうございました。

それでは、以降の議事進行につきまして、堀田分科会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○堀田分科会長 堀田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして議事を進行させていただきたいと思っております。

まず本日配付しております資料について、事務局より御説明をお願いいたします。

○高木被害者保護企画官 お手元の資料につきまして確認させていただきます。

まず議事次第、委員名簿、配席図、そして資料目次がございます。その次に冊子で資料 1 「平成 21 年度財務諸表」、資料 2 「償還計画案」、資料 3 「業務実績報告書」、資料 4、5 につきましては評価委員の先生のみお配りしておりますが、「実績評価調書（案）」、「別紙」と書かれたもの、そして簡単な参考資料もつけてございます。そして資料 5 は「役員退職金に係る業績勘案率（案）」でございます。参考資料といたしまして、参考資料 1 から 7 まで左とじの編綴している冊子が 1 冊ございます。そして、自動車アセスメント及びチャイルドシートアセスメントのパンフレットがお手元に配付されております。

資料は以上でございます。

○堀田分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議の公開につきまして、若干御説明、御了解を最初にとっておきたいと思います。

事務局からお願いいたします。

○高木被害者保護企画官 まず今回の会議の公開についてですが、評価委員会運営規則等にのっとり、財務諸表及び償還計画案につきましては会議を公開とし、業務実績評価及び業績勘案率の審議の過程につきましては非公開という取扱いをさせていただきたいと思っております。

資料につきましても、資料4及び資料5につきましては非公開とさせていただきたいと思っております。

次に本日の議題の2の(5)の業務実績評価及び(6)の業績勘案率の決定でございますけれども、後日、国土交通省独立行政法人評価委員会の家田委員長に報告をいたしまして、御同意をいただいた後に最終的に確定し、公表することとなっております。

また、会議内容につきましては議事要旨及び議事録を作成して公表するという事になっております。ただし、業務実績評価及び業績勘案率(案)の部分に関しましては、議事要旨には主な意見を記載し、議事録については発言者の名前は伏せた形で公表することとなります。

以上の点、先生方、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○高木被害者保護企画官 では、そのような扱いということで事務局としても扱わせていただきます。

○堀田分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのような扱いとさせていただきます。

2. 資料説明・討議

(1) 平成21年度財務諸表に関する意見について

○堀田分科会長 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。議題の2(1)にあります「平成21年度財務諸表に関する意見について」ですが、独立行政法人の財務諸表に

については主務大臣が承認するに当たり、当委員会の意見を聞くこととされておりますので、よろしくお願いたします。

最初に、資料1「平成21年度財務諸表」に基づきまして、NASVAから御説明をお願いいたします。

○井口理事 それでは、担当理事の井口でございます。私のほうから説明させていただきます。着席させていただきます。

お手元の白い冊子の「財務諸表」という資料に基づいて説明させていただきます。

まず1ページ、2ページでございます。いわゆるバランスシート、貸借対照表の部分でございます。左側が資産となっておりますので、この資産の部から順に説明してまいります。

資産の部は大きく流動資産と固定資産の2つに分かれておりまして、流動資産が164億5000万円、固定資産が157億7000万円、合計、一番右下にございますけれども、322億2000万円となっております。そのうち流動資産の関係でございますけれども、まず現金預金、これは19億7000万円でございます。次の有価証券、これは満期到来が1年未満の国債をあらわしております。貸付金につきましては119億6000万円ですけれども、交通遺児への貸付金でございまして、これまでの回収率を踏まえまして、貸倒引当金もあわせて計上してございます。

次の固定資産でございますが、1番の有形固定資産関係ですけれども、建物、土地がメインでございますけれども、この建物、土地につきましてはNASVAが設置・運営している療護センターの敷地・建物でございます。3番になりますと投資その他の資産という部分でございますけれども、投資有価証券32億9000万という部分がございまして、これは貸付勘定におけます当面の余裕金でございまして、国債と政府保証債で運用しております。次の破産債権等でございますけれども、これは交通遺児の貸し付けのうち、破産債権等、つまりもう破綻ないしは実質破綻に陥っている債務者に対する貸付金債務でございまして、これは先ほど流動資産のほうでも貸付金と計上しておりますが、これとは別個にここに記載しております。あわせて貸倒引当金、これは100%のものを計上しております。

以上が資産関係でございます。

右のページのほうは負債の部に回りますけれども、負債も流動負債と固定負債、流動負債が54億4000万円、固定負債が152億3000万円、合計206億7000万円というふうになっております。流動負債、一番上に書いてありますのが運営交付金債務でございまして、

40億2000万円、これは適性診断手数料等の業務収入がふえた、あるいは経費を節減した。それによって運営交付金を使わずに済んだその未交付、未使用の額でございます。1年以内返済予定長期借入金9億7000万、これは先ほど申しました交通遺児に対する貸付金に充てるために政府から財源としてお金を借りておりますけれども、そのうち政府に返すのが1年以内に償還期限が来るもの、これをここに計上しております。固定負債につきまして長期借入金138億円という大きいものがございしますが、これはさっき申しました貸付金の原資、政府に返す関係でございますけれども、先ほどは1年以内に償還期限の来るもの、今回は1年を超えるものをここに138億円計上しております。

最後が純資産の部でございます、資本金は131億7000万、増減はございません。

下のほうの3番に当期未処理利益というのがございまして、7100万円ほどございます。これにつきましては、何をあらわしているのか、あるいはどう処理するのかについては次のページの損益計算書で御説明しようと思っております。

次のページが損益計算書になります。これは大きな話で、上のほうにありますのが経常費用、合計118億6000万円、下のほうに経常収益、入るほうですけれども、118億9000億円と書いておりますので、差し引きしまして約3000万、これが下のほうに入っておりますけれども、経常利益というのが3000万というふうな差し引きになっています。これに独法の会計基準に従いまして、そこに書いてございますけれども、固定資産除却損を引き算をし、前中期目標期間繰越積立金取崩金を加えるというプラスマイナスをしまして、最終的に当期総利益というものが右下でございしますが、7100万円となっております。この額が先ほど申しました当期未処分利益と説明しました部分の額と全く同じでございます。この額は何かといいますと、主として運営交付金の対象となっていない貸付勘定、これにかかります有価証券の受取利息による収益でございますので、経営努力により生じた利益ではないことから、独法の会計基準に基づきまして積立金として処分することとしております。

少しページは飛びますけれども、5ページをごらんください。今申しました話、先ほどの7100万につきまして、積立金として処分したいというのがこの案の文章でございます。今の説明を紙にしたものでございます。

また戻りまして、今度はキャッシュ・フローに参ります。4ページになります。「キャッシュ・フロー計算書」というのがございまして、これは当機構の年間の活動状況を資金の流れでとらえたものでございまして、いろいろな活動についてプラス、マイナスが出てお

ります。差し引きプラス、マイナスをした結論が一番最後の段でございまして、資金期末残高 19 億 7000 万円となっております。この額が、また戻りますけれども、最初に貸借対照表をごらんいただきました 1 ページ目の一番左上にあります流動資産の現金及び預金でありますこの 10 億 7000 万円とイコール、同じ数字となっております。

次は 6 ページでございまして、行政サービス実施コスト計算書というものでございます。これは当機構の業務運営に関しまして国民の負担に帰せられるコストを計算したものでございます。ですから、損益計算書のまず費用から、ここにちょっと書いてありますけれども、手数料収入等の自己収入を引きます。今度、足し算をしますのが後のほうにローマ数字でⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴとありますけれども、そういった承継資産等に係る損益外の減価償却費相当額でありますとか、政府から出資してもらっている、あるいは無利子で借りているお金にかかる機会費用等を加えたものでございまして、これは差し引きしますと一番最後の行になりますけれども、行政サービス実施コストというものが 109 億 7000 万円となっております。この額につきましては 107 億 7000 万円になっていまして、前年度が 109 億 7000 万円でございますので、前年度より 2 億円少ない数字となっております。その理由でございまして、21 年度から実施しました職員俸給の 5%削減等によりまして人件費が 2 億円減少したことに伴い国からの財政負担が減少したこと、これが大きな要因であると考えております。

あとは添付書類についてごく簡単に御説明させていただきます。26 ページがまず 1 つ目の添付書類でございまして、これは事業報告書というものでございます。内容につきましては後ほど業務実績報告書がございまして、ここでは省略させていただきます。次の添付書類が 46 ページであります。これは決算報告書でありまして、1 ページめくってもらえるとわかるのでしようけれども、国の決算と同じように予算の区分に従いまして収支について記載したものでございます。右端の備考欄のほうに予算と決算がどうして差がついたのだろうかという部分を簡単に記載しております。最後の添付種類がまずは 50 ページ、監事の意見というものでございます。さらに 54 ページ、これは会計監査人の意見、実際には監査法人の意見でございまして、いずれの意見につきましても財務諸表等について適正に表示しているという旨の意見をいただいているところであります。

以上です。

○堀田分科会長 ありがとうございます。

平成 21 年度財務諸表につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

○北村委員 財務諸表自体は独法会計基準によっているかどうかという話なので特にこの限りにおいては質問はないのですけれども、ちょっと教えていただきたいのは、16ページの破産債権等ですけれども、減少が680万ございます。これは回収ですか、貸倒れですか。16ページの貸倒引当金と貸付金の増減明細がございますね。それで破産債権等については100%引当をしているわけですけれども、当期に687万円債権が減少している。その減少理由というのは回収による減少なのか、貸倒れの償却による減少なのかということは。

○野呂経理部長 償却の。

○北村委員 償却ですか。その償却をするタイミングというのは何か基準があるのですか。

○野呂経理部長 NASVAの中で債権管理委員会というものを設けておりまして、その中で審議をして貸倒れに引き当てるということで償却しております。

○北村委員 引き当てるといっているのではなくて……。

○野呂経理部長 引き当てではなく、償却するという決済をいただくということでありませう。

○北村委員 はい。

○堀田分科会長 そのほかいかがでしょうか。

○堀野委員 1ついいですか。

○堀田分科会長 どうぞ。

○堀野委員 私、こういう財政は素人なので的外れな質問になるかもしれませんが、ちょっと確認のつもりで、2ページの負債の部の流動負債の40億円何がしかが未使用であるということで、実はこれは後で説明があると思いますが、事業活動の努力の結果、国からもらっているお金を使わないで済んでいるという趣旨のお金ですね。これはどんどん累積していつているのか、それともどこかのタイミングで国に返済される予定の、これはお金ですよね。ここに挙がっている数値は累積している金額ですか。

○野呂経理部長 はい、累積している金額でございます。

○堀野委員 今後まだ累積していくわけですね。

○野呂経理部長 中期計画の間、生じるものについては。

○堀野委員 それは5年間。

○野呂経理部長 はい。

○堀野委員 はい。では、こういうものは目標を立てているのですか、未使用金というのは。それとも、活動の結果こういう数字になっているのですか。どういう理解をしたらいい

いのか、教えてほしいのですが。

○野呂経理部長 これは活動の結果で使用しなかったというもので、先ほどちょっと申しましたが、予算よりも収入がふえる。

○堀野委員 それは理解しているのですけれども、この 40 億何がしかという数字は、この数字を見たときにどうジャッジしたらいいかわからないので、つまり何か目標があって、例の PDCA で行ったら、未使用をある程度目標金額を設定していて、それに向かって動いているのか、それともそういうことではなくて、別途努力をした結果、振り返ってみたらこれだけあったよと、こういう性質のものなのか、その辺をちょっと教えてほしいのですが。

○金澤理事長 基本的に幾らお返しする目標があるというのではないのですが、ですから、第 1 回目の中期計画のときにもこういう額が計上されまして、たしか 48 億だったと思いますけれども、政府のほうにその大宗をお返ししたということがありました。今般も私ども、毎年与えていただいております目標値、例えば安全指導にかかわる収支率、後ほど御説明いたしますけれども、そういう数字を達成した暁には、本来、目標よりも上回って達成すれば予算的には実は余るわけでございます。ですから、この数字はある意味ではこの中期計画内に、もちろん安全指導だけではございませんが、被害者援護等の業務についても、高額機器の入札方式の改革であるとか、あるいはあいた時間にほかの患者さんに利用していただくとかさまざまな努力を後ほど御説明する指標を持ってやっておりますが、そういう数字が計画よりも上回れば上回るほどこの数字が上がってくるということでありませぬ。目標の数字はございません。

○堀野委員 なるほど。NASVA さん御自身としてはやはりどんどん上げていきたいという気はあると解釈しておっていいのですか。

○金澤理事長 そのように私ども、考えております。

○堀野委員 わかりました。ありがとうございます。

○堀田分科会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ただいまの財務諸表に関しまして、国土交通大臣に対する意見でございますが、特段ないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀田分科会長 ありがとうございます。

(2) 長期借入金の償還計画に関する意見について

○堀田分科会長 それでは、続けて参りたいと思います。

議題2の(2)にあります「長期借入金の償還計画に関する意見について」ですが、長期借入金の償還計画につきましても主務大臣がこれを認可するに当たり、当委員会の意見を聞くこととされておりますので、よろしく願いいたします。

資料2、償還計画(案)につきまして、NASVAから御説明をお願いいたします。

○井口理事 続きまして、私から説明させていただきます。

お手元に2枚紙がございます。「長期借入金償還計画認可申請書」というホチキスでとじた2枚紙がございますけれども、その紙を見ながら説明させていただきます。

1枚めくってもらって2枚目の「借入金償還年次表」というものを見ながら御説明をします。この長期借入金は交通遺児等に対する貸し付けのための財源として政府から借り入れたものでございます。右のほうにございますように、借入があつて、昭和55年から平成9年度までの間の借入でございまして、合計、今年度の期首でございまして、左上にございますけれども、期首残額、22年度期首につきましては147億7000万円でございます。この返し方につきましては、これも内訳に書いてございますけれども、30年間据え置きの一括償還となっております。したがいまして、今年度、22年度は、一番上にございますけれども、「22」と書いてございますけれども、平成23年3月20日に9億7000万円を政府に返済する。残りにつきましても昭和40年3月までの間に毎年順次返済していく、こういうふうを考えております。なお、今年度につきましては新たな借入金の見込みはございません。

以上です。

○堀田分科会長 ありがとうございます。

ただいまの償還計画案につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

特段ないようでございますので、長期借入金の償還計画に関しましては、国土交通大臣に対する意見は特別にないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀田分科会長 ありがとうございます。

(3) 平成 21 年度業務実績に関する報告について

○委員 続きまして、議題 2 の (3)「平成 21 年度業務実績に関する報告について」に入らせていただきます。

傍聴いただいている方がおられましたら御退席をお願いしたいと思います。

〔傍聴者退席〕

○委員 よろしいでしょうか。

21 年度の業務実績の評価の進め方について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 まず第一に、平成 21 年度の業務実績の評価の方法につきまして、お手元に配付してございます参考資料 1、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」に基づいて行われることとなります。この本基本方針につきましては資料 3 の「平成 21 年度業務実績報告書」の内容をもとに、まず業務運営評価として個別項目の評定を行います。

各評定ごとの項目数の分布状況を把握し、その上で総合的な視点から法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題や改善点等を踏まえ、総合評価を行うこととされております。

また、特記すべき法人の自主的な努力については総合評価に含めて評価することとされております。

なお、業務運営評価につきましては個別の項目ごとに中期計画の達成に向けた着実な実施状況にあるかどうか、あると認められるかどうかということを認定していくこととなりますけれども、この認定は従前の 5 点から 1 点までの 5 段階から、「S S」から「C」までの 5 段階イメージの評価ということに変更されておりますので、よろしくをお願いいたします。

第 2 に業務実績の評価に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会から出された評価の視点やこれまでの同委員会意見を踏まえた評価を行うことが求められておりますので、特にこの点も念頭に置いていただきますようお願いいたします。

まず初めに NASVA よりこれから業務実績報告書の説明を聴取した後、質疑応答を行います。質疑応答終了後、NASVA 監事による監事監査の状況についてお伺いいたします。

その後、NASVA 監事も御退席願いまして、休憩を挟んで、平成 21 年度業務実績評価調書の各項目ごとに御審議いただくといった進め方を考えております。所要につきましては、概ね 15 時をめぐりにこの業務実績評価の説明聴取及び質疑を終了させたいと考えておりま

す。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

資料3「平成21年度業務実績報告書」について、NASVAから御説明をお願いいたします。

質疑につきましては、特に問題がなければNASVAの説明終了後に時間をとりたいと思いますので、委員の先生方、よろしくをお願いいたします。

○事故対機構 担当の●●でございますが、座って報告させていただきます。

お手元の資料3「平成21年度業務実績報告書」をごらんいただきたいと思います。この報告書の中の予算関係以外の部分、これにつきまして報告をさせていただきます。特に、この中で四角く囲った黄色のバックグラウンド、この部分を中心に御報告をいたします。まず最初に1ページをお願いいたします。最初の3分の1ぐらいは業務運営の効率化に関する部分の報告でございます。

最初、(1)でございますが、組織運営の効率化に関する事項でございます。この四角の部分、黄色の背景の部分でございますが、管理職につきまして、前年度より1名削減をいたしまして、平成18年度に比較いたしまして29人の管理職を削減しております。また2番目の丸でございますが、小規模支所の講習会、そういう場合の、非常に業務繁忙の折りには主管支所のほうから応援の職員を出しまして、業務を柔軟に、弾力的に運用を実施いたしました。

続きまして2ページでございますが、人材の活用についてでございます。最初の丸でございますけれども、適性診断、これは適性診断のカウンセリングに必要な資格でございますけれども、こういう産業カウンセラー資格というものが必要でございます。この資格の取得をNASVAに今、新規に雇用した職員に対しまして取らせておりまして、一昨年度、14名の者がこれを取りましたので、その取った者に対しまして、昨年度、カウンセラーとして指名をしております。またさらにシステム開発、コンサル業務、そういう新しい専門的な知識を必要とする業務、我々は必要となっておりまして、こういうものを3名採用いたしました。さらに運輸安全マネジメント業務などにつきまして知見の習得が必要であるということでございまして、人事交流を地方運輸局との間で積極的に推進をしております。前年度の倍増の6人の職員、これを出向をさせました。

3ページをお願いいたします。研修の充実によります職員の資質の向上でございます。

(1) の指導講習業務におきます講師の育成強化のための研修でございますが、これにつきまして、昨年度 17 名に対しまして実施を行いました。また昨年度の新しい試みでございますけれども、飲酒運転防止に関する講習、この質を上げるための講習でございますが、アルコール薬物問題全国市民協会 (ASK) が実施しておりますインストラクターの養成講座、これを 54 名の職員に受講させました。(2) でございますが、職員の 3 分の 1 以上を占めておりますカウンセラーに対する研修でございます。新人カウンセラーの研修が 14 名、カウンセラーの先生を育成するための研修が 14 名、先生そのものの技術を磨くための研修が 48 名、こういう研修を実施いたしました。(3) でございますが、安全マネジメント業務に関する研修でございます。113 名の職員に対して研修を実施しました。昨年度の新たな取り組みといたしまして、昨年度、NASVA が開発をいたしました新しいコンサルティングメニューでございます安全管理会計プラン、こういうものにつきまして実習研修を行っております。(4) でございますが、これは昨年度の新しい取り組みでございます、介護料受給者宅への訪問支援、この担当者に対する研修でございます、そういう訪問支援の際のサービス、これを高めていくということで職員 29 名に対して自宅介護に関する専門的知識の研修を行いました。一番下のポツでございますけれども、昨年度も階層別の研修、これを 46 名に対して実施をいたしました。この研修の新しい取り組みでございますが、NASVA の職員として必要な被害者の視点に立った業務の取り組みの必要性、こういうものをよく考えていただくということでございまして、療護センターの職員の皆様と研修生の意見交換、こういうものを実施しております。

続きまして、5 ページをお願いいたします。私ども NASVA におきまして 2 年前から開発をし、サービスを開始しておりますインターネットを用いた新しい適性診断、これにつきましては i-NATS という名前をつけております。この i-NATS を支所に導入いたしますと、これまで 3 ヶ所に分かれて実施をしておりました診断、これを 1 台のパソコンで実施可能となります。また、この機器を導入いたしますと普通のパソコンで済むようになりますので、機器のコストでございますとか、事務所のスペースの削減も可能となってまいります。このため一昨年でございますが、小規模支所を中心にまず 19 支所に導入をいたしました。それを受けまして、昨年度でございますけれども、15 ヶ所の主管や支所に導入をいたしまして、合計で 34 支所に導入が完了しております。残り 16 支所でございますが、今年度中に、この夏までに全部配備をする予定でございます。

6 ページの上部をお願いいたします。6 年前から運用しております支所におきます指導

講習の受講者の管理のためのシステムでございますが、このシステムにつきましても改善をいたしました。国土交通省に対する講習結果報告、そういう作業の効率化を図っております。

続きまして、9ページをお願いいたします。昨年度、国交省のほうでは事業用自動車の事故死者数、この低減状況が全体と比較しまして若干おこなっているなということもございまして、この改善を図る必要があるということで、「事業用自動車総合安全プラン2009」というものを発表いたしました。NASVAもこのプランを支援するために、さらに同じようなプランを策定しております。このNASVAプランに基づきまして積極的に当機構のコンサルティングサービス、ナスバネット契約などの新しいサービスのPRを通じまして受診者数、受講者数の拡大を図っております。この結果でございますが、2番目の丸でございまして、NASVAとして安全指導業務の収入をふやしていくためには任意の部分のサービス、講習で言えば基礎講習、診断では一般診断、こういうものをふやしていくという必要がございまして、それぞれ中期計画の目標値を立ててございまして、この9ページの真ん中の青地のカ所でございますけれども、これを設定しております。これは5ヵ年計画での目標値でございますが、昨年度は3年目でございますけれども、基礎講習につきましましては71%、一般講習につきましても4.5%、すでにそれぞれこの合計の目標値を上回る値を達成いたしました。

10ページをお願いいたします。安全指導業務全体の効率化の数値目標でございますが、これにつきましては自己収入比率、収入と費用との比較でございますけれども、これを採用してございまして、この自己収入比率につきましては中期計画の5年間で15%、単年度にいたしますと3%の改善、これが必要でございます。今まで説明いたしましたような努力、また支所の経費削減努力などによりまして昨年度も自己収入比率3%を上回る3.1%の改善を達成いたしました。

続きまして、11ページ下段をお願いいたします。少し飛びまして療護施設の効率化に関する部分でございます。療護施設につきましては遷延性意識障害の方に対する高度な治療、看護、こういうものの水準を確保しつつ効率化を達成するというところでございまして、専門的な知識を必要とする課題でございますため、外部有識者によりましてタスクフォースによる外部評価、これを受けまして、これを公表するとしております。この結果でございますが、11ページの下段の枠内の表題を含めまして5行目後半でございますけれども、全体の運営経費は昨年度より1億1200万、5.6%削減されており、一定の努力が認められると

いう評価をいただきました。

続きまして 12 ページでございますけれども、この第 3 段落の 2 行目後半でございますが、重度後遺障害者数は減少に転じることなく、年間 2000 人以上発生する悲惨な状況にあることから、今後、既存の療護施設への入院や、地理的に困難と考えられる地域への委託病床のさらなる拡充を行う必要があるという提言もいただいております。

13 ページ下段でございますが、療護センターが保有する高度先進医療機器の外部検査実績でございます。この計画でございますが、年間 1 万 1000 件以上という受託の目標を設定しておりますが、昨年度は残念ながら 1 万 664 件と目標を 3 % 程度下回っております。しかし、検査収入につきましては前年度より 2.6%、500 万円多い 1 億 9400 万円を達成いたしました。

14 ページの上部でございますが、この受託件数が目標を下回った原因でございます。これまで大変多くの外部検査を受託しておりました中部の MRI、また東北の RI、これがともに一緒に更新の時期を迎えておまして、昨年度この更新を行ったということで、これが 94 日間使用できなくなったということが大きく影響いたしました。

15 ページの下段でございます。交通遺児等への生活資金の貸付の債権回収でございますが、毎年度末に 90% 以上確保という年度計画の目標でございましたけれども、昨年度も 90.9% ということで目標をクリアいたしました。

16 ページの上部をお願いいたします。回収目標を達成するための努力の状況でございますけれども、債権回収マニュアル、こういうものを活用いたしました。また担当者の研修をことし 1 月に実施をいたしまして、また昨年度は遺児家庭の生活状況を把握するために家庭訪問を 1100 回程度実施をいたしました。こういう努力で達成をしております。

17 ページをお願いいたします。貸し付け資産等のリスク管理及び引当金の開示でございますが、債権管理委員会におきまして債権の評価を実施をいたしまして、適正な引当金を計上し、その結果をホームページで公表いたしました。

飛びまして 20 ページでございますが、お願いをいたします。一般管理費の削減状況であります。年度計画では 5 % の削減目標でございましたけれども、これを上回る 7.5% の削減を達成いたしました。この削減に寄与いたしましたのが先ほど説明いたしました i-NATS の導入によりまして支所の必要スペースの削減が可能になったということであり、これによりまして 2300 万円の賃借料を削減することができております。

21 ページでございますけれども、業務経費の削減実績でございます。目標は 4 % という

ことでしたが、これに対しまして 14.3%の削減を達成いたしました。

飛びまして 25 ページでございますけれども、一般競争入札の推進状況ということでございます。一般競争入札の件数でございますが、平成 18 年度の 35 件から昨年度は 78 件と 2.2 倍に増加をさせております。また一般競争入札が困難な特殊な案件につきましても企画競争でございますとか公募方式、こういうものを採用いたしまして、競争性の確保を図っております。その結果、残りました競争性のない随意契約、昨年度 86 件となっております。

この 86 件の内訳でございますが、次のページ、26 ページ中段に記載をしてございます。支所の賃貸借契約、療護センター関係、アセスメント試験に使用する車両、こういうものばかりでございまして、いずれもやむを得ないものばかりでございまして。

以上が業務運営の効率化に関する部分でございます。これ以降は業務の質の向上に関する説明に移らせていただきます。30 ページをお願いいたします。指導講習についてでございます。ここでのポイントでございますけれども、講習を受けたいのに定員がいっぱいで講習を受けられない、こういうことが起きないように希望者数に応じた臨機応変な開催を行う、これを目標としております。ここに棒グラフの上の緑の部分、基礎講習の開催回数を書いてございますが、この 3 年間で大きく変動をしております。さらに、ここには書いてございせんけれども、1 年前の平成 18 年度の数字でございますが、これが 19 年度の 206 件に対しまして前年度は 157 件ということでございまして、これは 19 年度から導入をされました運行管理者補助者制度による受講希望者が急激に増大をしたということでございまして、これに臨機応変に対応した結果でございます。21 年度は特需切れといいますが、少しそれが減ってまいりましたので、前年度より 26 回削減をし、232 回、開催をいたしました。

31 ページをお願いいたします。講師用テキストの改善状況でございますが、国交省の「事業用自動車安全プラン 2009」、これを踏まえまして、飲酒運転ゼロの目標達成、これに向かいまして我々もこの部分の講習資料、これを充実・改善をいたしました。

31 ページ、下の段でございますが、これにつきましては適性診断のサービスを向上するという目的で、これの最大のサービス向上は、私どもの支所にわざわざ出向くことなく、自分の勤めている会社におきましていつでも、365 日、24 時間受診可能とするということが大きなサービス向上であろうと考えてございまして、こういう目的で私ども、平成 16 年度からスタンドアローンの、この下の緑色の部分でございますが、貸出診断機器というも

のを用意をいたしまして貸出サービスを行っております。また上のオレンジ色の部分でございますが、平成 20 年度からでございますけれども、ナスバネット契約を締結いただきましたお客様に対しまして、自分のパソコンを用いましてインターネットにつないでいただきまして i-NATS 診断、これを受診可能とするサービス、これを開始しております。このグラフにあるように、この 2 つ相まちまして、そのトータルの受診者数、8 万 3728 人ということでございまして、対前年比 37% 増となっております。また一般診断そのものに占める割合も 3 割、これを超えております。

32 ページをお願いいたします。適性診断の結果をドライバー指導に活用してもらうための活用講座、この開催状況でございますが、全支所で 203 回開催をいたしまして、2190 人の方に受講をいただきました。

続きまして、研修の関係は先ほどとダブリますので飛ばしまして 34 ページでございますが、安全マネジメントコンサルティング、事業者の方に対するオーダーメイドの究極のサービスであると考えておりますけれども、このサービスの契約獲得でございますが、このサービス、事業開始 3 年目ということもございまして、昨年度の重点目標としてトップセールスを推進しております。この結果でございますが、初年度の 26 件、2 年目の 35 件に比較いたしまして、昨年度 88 件という大きな契約を獲得することができております。

34 ページ中段の安全マネジメントセミナーでございますが、このセミナーの運輸安全マネジメント制度に関する最新の情報を提供するとともに、私どもの事故防止サービス、これの広告塔であると考えておりまして、私どもその内容の充実に力を注いでおります。昨年度でございますが、東京国際フォーラムにおきまして、前年度よりも 141 名多い 776 名の方に参加をいただいております。その次の安全マネジメント講習会でございますが、全国 50 支所で 95 回開催をしまして、4219 名の方に受講いただきました。

35 ページの上段でございますが、大手事業者を対象といたします内部監査講習会、これを昨年、2 年目として実施をしております。初年度の 36 回、915 名を大きく上回る 67 回開催をいたしまして、1558 名、7 割多い方々に受講をいただいております。35 ページ中段の支援ツール講習会でございますが、昨年度はテキストを一新いたしまして、ドライブレコーダーのデータの活用法、これを充実させたり、睡眠時無呼吸症候群 (SAS) の恐ろしさやそういう対策につきまして、専門家による内容の充実を行っております、この講習を全国で 59 回開催をしまして、1210 名の方に受講いただきました。下の講師派遣でございますが、これはコンサルティングの前哨段階でございますけれども、昨年度は前年度

を 27%、58 件増加をさせまして 273 名の講師を派遣いたしました。

36 ページの安全マネジメント評価事業でございますが、この評価、これまでは国交省だけが大手事業者に対して実施をしておりました。昨年の国が発表いたしました「事業用自動車総合安全プラン 2009」、これの導入によりまして評価の対象が全事業者に拡大をされました。それと同時に評価の実施につきましても民間にも開放されまして、私ども NASVA も評価実施機関として認可を受けまして、昨年 10 月から開始をしております。昨年度の実施件数は 3 件にとどまっておりますが、今年度は大幅にふやしていくことにしております。

37 ページ以下でございますが、安全指導業務に関する顧客満足度アンケート調査の結果でございます。いずれも 5 点満点中の 4.0 以上、これを目標としております。37 ページは講習の受講者でございます運行管理者の評価であります。昨年度は前年度と同じ 4.41 を確保しております。

39 ページ下段でございますが、適性診断の受診者であります運転者、ドライバーの評価でございます。前年度より 0.03 改善をいたしまして、4.23 の結果でございます。

飛びまして 42 ページの上段でございますが、講習と診断、両方合わせました事業者、経営者、送り出す側の評価でございます。4.18 となっております、目標をクリアしております。

43 ページでございますが、適性診断の実施機関になることを希望している民間団体への支援についてでございます。この支援でございますけれども、本年 4 月 27 日に実施されました事業仕分け結果と関連が深い部分でございます。この仕分けの評価結果では、安全指導業務につきましてもユニバーサルサービスにも留意しつつ、自治体とも協力して民間への移行を進めるということでございまして、この移行を進める際に不可欠なのがこの支援でございます。私ども NASVA もこれまでの支援によりまして、もうすでに 7 つの団体が実施機関となっておりますが、昨年度はこれに加えまして、新たに 4 団体から認定機関になりたいという希望がございまして、その職員延べ 6 名に対しまして研修を実施いたしました。この研修とか教育訓練、一昨年までは東京の本部においてのみ実施をしておりましたが、昨年からは希望機関のサービス向上ということでございまして、民間団体の近くの主管におきましてこれを受けることができるように措置をしております。また私どもで開発をいたしましたインターネットを利用しました適正診断 (i-NATS)、これにつきましても希望する団体には積極的にその利用をお勧めをしております。

44 ページをお願いいたします。ここからは被害者関係業務の部分でございます。下の部分でございますが、療護施設の治療水準、これを一定の水準以上に保っていることの評価でございます。療護施設の治療によりまして退院可能な状態にまで回復して実際に退院される、それを「脱却」という言葉で定義をしておりますが、この脱却者の数、4カ所の療護センターを合わせまして5年間で75人以上、年間では15人以上という目標でございます。これに対しまして、昨年度は脱却者が16人と年間目標を達成いたしました。また45ページの上のグラフでございますが、さらに北海道、九州の委託病床におきましても4人の脱却者を記録しております。

45 ページ中段でございます。ナスバスコアでございます。NASVAにおきましては、各療護施設の入院患者の治療改善度、これをより詳細かつ客観的に評価するための物差しといたしまして、NASVAスコアの作成につきまして、平成19年度からデータの蓄積を進めて検討を行ってまいりました。昨年度はこの成果を活用いたしまして、初めてことしの3月末でございますけれども、4療護センターの入院患者のナスバスコアによる治療改善効果、これを初めて公表いたしました。

47 ページをお願いいたします。療護施設のメディカル・ソーシャルワーカーによる転院先情報提供などの患者家族に対する支援サービスの実績でございます。昨年度も7517件のサービスを実施しております。また、サービスの質、これを高めていくために昨年8月でございますが、メディカル・ソーシャルワーカーを集めまして会議を開催しまして情報交換、サービス改善の検討を行いました。

49 ページの下段をお願いいたします。高度先進医療機器の更新の状況でございます。先ほど御紹介しましたとおり中部療護センターのMRIと東北療護センターのRIを更新いたしました。

50 ページ中段でございますが、先進医療機器を活用いたしました医療技術、看護技術の開発向上につきましてでございますけれども、昨年度も地元大学との連携した研究、研修の実施とか、各療護センターにおきます内部研修会の定期的開催、また各業務ごとの各療護センター担当者を集めた会議、こういうものを開催をいたしまして技術向上を図りました。

51 ページの下段でございますが、療護センターにおきます研究開発されました医療技術とか知見を他の医療機関におきましても活用してもらうための取り組みでございまして、この年度目標、学会におきまして年間15件以上の研究発表を行うということでござい

すけれども、昨年度は 33 件の発表を実施しました。

52 ページ下段をお願いいたします。療護センターにおきまして開発されました療護技術の活用についてでございますが、昨年度は各療護センターにおきまして短期入院協力病院、このスタッフに対する研修でございますけれども、合計で 10 病院、22 名に対して実施をいたしまして、前年度の研修者数を倍増させております。

53 ページをお願いいたします。昨年度、療護センターの知見活用のための新しい試みといたしまして、NASVA のほうでは岐阜大学などと連携をいたしまして、中部療護センター内に連携大学院というものを開設をいたしました。

54 ページからは介護料支給の関係でございます。下段でございますが、昨年度介護料手続、これの再審査の手続の簡素化を図りました。それ以前の 2 年ごとの手続を 3 年ごとに延長をしております。

55 ページ、昨年度の介護料の支給状況でございます、前年度より 57 人多い 4587 人に対しまして、4200 万円多い 29 億 4795 万円の介護料を支給いたしました。

56 ページ上段でございますが、短期入院費用の助成制度、この利用促進でございます。昨年度は前年度より 29 名多い 608 人に対しまして 400 万円多い 3100 万円の助成を行いました。

56 ページ下段でございますが、全国の主管支所に配置しております介護福祉士によります介護に関する相談支援の実施状況でございます。昨年度は 1950 件のサービスを実施しております。また、名古屋と広島主管におきましてはことしの 3 月からでございますけれども、相談窓口の受付時間を倍増いたしております。

57 ページでございますが、現在、NASVA がサービス向上の目玉といたしまして力を入れております訪問支援サービスの実施状況でございます。このサービスでございますが、第 2 期中期計画に合わせまして開始をしておりますけれども、それ以前の、我々支所において相談が来るのを待つという仕事の進め方ではなくて、私ども職員が自宅介護で御苦労しておられる被害者の御自宅を直接訪問させていただくというサービスでございます、このサービス、昨年度でございますけれども、目標といたしまして、新規認定の方は認定からできるだけ早い期間のうちに全員、また従来から受給を受けておられる方につきましては 5 年に 1 回、こういうペースで訪問させていただこうという目標設定をいたしまして、1074 件ということでございまして、これは前年度の 2 倍以上のペースでございまして、実質的に目標を 100% 達成をいたしました。

58 ページをお願いいたします。看護家族の皆様に対する介護知識、技術等の情報の提供のための機関誌「ほほえみ」の発行でございまして、昨年度も年4回発行しております。この作成に当たりましては、家族の方の要望の多い情報、また文字のサイズ等の工夫によりまして、より見やすくしております。

また、59 ページも同様の情報提供でございまして、NASVA のホームページにより実施したものでございますが、このホームページにつきましても御家族の皆様のご要望を踏まえまして内容の更新をし、内容の見せ方もわかりやすいものにしております。

60 ページでございますが、以上のようなサービスについての御家族の方々の満足度調査の結果でございまして、5点満点中4.0以上の目標に対しまして4.21という評価をいただきました。

62 ページをお願いいたします。交通遺児等に対する生活資金の貸付サービスでございます。昨年度は602人に対しまして1億4500万の無利子貸付を行いました。新規貸付けにつきましては残念ながら前年度より22名減少いたしまして、72名でございます。

63 ページ、最初の丸の被害者のニーズに応じました貸付制度の見直しでございますけれども、被害者の方々のニーズ、こういう調査をいろいろ実施をしたところさまざまな意見がございまして、今のままでよいというような御意見も多くて、今後とも引き続き保護者の方々の意見を聞きながら検討を進めたいと考えております。2番目の丸でございますが、交通遺児等、被害者の御家族の方の御相談に乗るために各支所に配置しております家庭相談員、この相談員の質を高めるために各主管に相談員を集めまして、研修を実施いたしました。3番目の丸でございますが、交通遺児の精神的支援につきましては50カ所のすべての支所におきまして被害者家族の交流の場となります「友の会の集い」、これを実施いたしまして、972人に参加をしていただきました。保護者同士の交流をより深いものにしていただくという目的で平成19年度から開始をしております泊まりがけの1泊2日での友の会でございますけれども、昨年度は28支所で実施をし、589人の方に参加をいただきました。

64 ページの中程でございますけれども、友の会の会員の会報「友の会だより」を年4回発行しております。その下でございますけれども、友の会会員によりますコンテスト、平成19年度は書道、一昨年度は作文ということでございまして、昨年度は絵画コンテストを実施いたしまして、302人の方から応募をいただきました。この優秀作品につきましては国交省のロビーでございまして、NASVA の支所、また交通安全イベントなどでも展

示を行いました。

67 ページをお願いいたします。友の会会員の満足度調査の結果でございますが、これも4.0以上の目標に対しまして、前年度を0.06上回る4.40という評価をいただいております。

69 ページをお願いいたします。自動車事故被害者の方に対する情報提供、「NASVA 交通事故被害者ホットライン」でございます。このホットライン、平成19年10月から開始しておりますが、昨年度はこの利用者をふやすための広報活動、これを努力しております。

70 ページにありますようにリーフレットでありますとかシール、こういうものをつくりまして警察署、医療機関、3500カ所に置いていただくようお願いをしております。また交通事故証明書の郵送用封筒の裏面にPRを印刷していただいたり、全国ネットのラジオ放送、TBSでの番組に職員が出演をしました。またバス事業者、鉄道事業者など68事業者の方々をお願いをいたしまして、2200台のバスの車外とか車内に無料でPRを掲示をしてもらっております。その結果、71ページでございますが、このように、昨年度の受付件数でございますが、前年度より18%多い3286件となっております。

73 ページをお願いいたします。ここからは私どもの事業の3本目の柱でございます。アセスメント事業でございます。73ページの下段でございますが、このアセスメントサービスがサービス実施の効果を発揮しているかどうかという検証でございます。検証方法といたしましては、昨年度実施をいたしました車両の安全性能、この安全性能は車両のモデルチェンジ以前の車両の性能と比較をするという方法でございます。左のグラフの乗員保護性能でございますが、運転手席、助手席ともに以前の車両より5%、8%改善をされております。また右のグラフでございますが、歩行者の頭部保護性能でございますけれども、この評価試験、導入が比較的最近であったこともございまして、4割近い改善がなされております。

74 ページ下段でございますが、パンフレットの配布についてでございます。自動車を購入しようとする方々の目に触れやすいように配布する、そういう配布箇所をふやすということの努力を継続をしております。上のほうの3本の棒が自動車のパンフレットでございますが、昨年度、21年度の部分を見ていただきますと、右半分の茶色の部分、これは自動車販売店でございます。ここの配布箇所を7.5%ふやしております。またさらにその右隣でございますが、177という数字がございますけれども、これは新しいものでございまして、自動車の用品販売店、ここに配布を開始しております。その下でございますが、チ

チャイルドシートのパンフレットにつきましても 21 年度は真ん中にピンクで小さく 66 と書いてございますけれども、これが新たに追加をいたしました教習所に対する働きかけが成功したものでございます。

75 ページでございますけれども、パンフレットそのものもよりわかりやすくするための改善を行っております。自動車のパンフレットにつきましては、昨年度から新しい試験、評価項目が 4 項目ふえております。情報量が非常にふえたということもございまして、表示スペースを 2 倍にいたしました。また新しい表示方式と従来のデータとが混合してわかりづらくなならないような、そういう工夫もしております。

続きまして、76 ページをお願いいたします。ホームページの改善でございます。昨年度、これまで少し不評な部分もございまして、こういう問題点を分析いたしまして、デザインを含めまして全面的に見直しを行いました。特にアクセス件数、これをふやすための工夫といたしまして、トップページに検索エンジン最適化の対策を施したり、試験車両の衝突時の動画、これをユーチューブ上に投稿いたしまして、これをトップページとリンクさせるという、そういう工夫も採用しております。こういう対策を施した結果、この新しいホームページ、この 4 月末から使用しておりますが、5 月のアクセス件数でございますけれども、昨年と比較いたしまして自動車アセスメントにつきましては 1 万 6000 件と前年同月の 56% 増、またチャイルドシートにつきましては 1 万 3000 件と、100% 以上増加になっております。

76 ページの下に新旧のトップページを比較しておりますが、以前の旧の画面でございすけれども、下に延々とスクロールしていかないと必要な情報にたどり着かないというようなことで非常に不評でございました。これを右側の新しい画面ではスクロールではなくて、クリックするだけですぐ必要な情報にたどりつく、そういうような改善をしております。また 77 ページでございますが、検索につきましてもこれを改善してございまして、その新旧を比較しておりますが、新しい画面では詳しい条件を設定する項目を追加したり、結果表示につきましても成績順に出す、また検索履歴を出す、また各車両の情報も従来のパンフレットの使い回しではなくて、これ専用の見やすい横一列の新しいデザインのものを作成しております。

78 ページをお願いいたします。アセスメント結果発表会とアセスメントグランプリでございます。この発表会は一昨年までは大手町のサンケイプラザで実施をございまして、発表会は 3 回で試験車両の展示は 1 回ということで、記者の皆様には大変御不便をかけて

おりました。これを改善するとともに、さらに一般の通行の方々にも見ていただきたいということで、それが可能な場所を秋葉原の最も人通りが多い交差点の角に面した1階に移しまして、本年4月21日に実施をしております。その際のグランプリでございますが、ことしで4回目となりましたけれども、ことしはスバル・レガシィ、これが選定されまして、発表会の中で表彰を行いました。

この報道の実績、79ページでございますが、テレビ報道につきましては残念ながら前年度の4局から2局に減少しております。Webは横ばい、新聞・雑誌の報道は若干事業仕分けの影響もございまして、1.6倍に増加をしております。また通行人の見学者数でございますが、従来の2倍の2000人近い方々に見ていただいたのではないかと考えております。1000部のパンフレットを配布しております。

80ページでございますけれども、これはマスコミの記者の方をお招きしての公開試験でございます。ことしも1月20日に茨城県で実施をいたしました。この公開試験にはこれまでの2倍近い多くの、112名の方々に見ていただくことができまして、その報道を期待していたところでございますけれども、あいにく、運悪くビッグニュースと重なりまして、テレビ報道につきましては前年度の4局が0に、Webにつきましては65%減少、新聞・雑誌は横ばいという状況でございました。同じページの下段でございますが、モーターショーへの出展でございます。昨年10月末、東京モーターショーに出展をしてアセスメント事業のPRを実施しております。NASVAのブースは大変人気がございます、これは衝突試験の車両展示をするとか、衝突試験の映像、これを常に流しっぱなしにするということございまして、周りに多くの公的機関の展示があったわけですが、それとは比較にならない多くの方々に見ていただくことができまして、6万部のパンフレットを配布をしております。

81ページでございますが、昨年11月末に仙台モーターショーにも出展をしてPRをしております。

82ページでございますが、以上のような状況のユーザー満足度評価でございますが、これに対しても4.10と目標をクリアしております。

84ページでございますが、調査研究の実施、試験評価法の改善関係でございます。最初は我が国の交通事故の3割、これを占めております追突事故、この際のむち打ち症、これを予防するための性能、こういう性能に対する試験評価法というものを3年かけて開発をいたしまして、昨年度から本番の試験、評価を開始いたしました。

また 85 ページをお願いいたします。これは一昨年度の後席シートベルトの義務化に合わせたものでございますけれども、後席の乗員に対する前面衝突時の安全性能評価試験、これを開始いたしました。またこれと並行いたしまして、後席シートベルトの使用性能、使いやすさの性能試験評価でございますけれども、そういうものでございますとか、シートベルトを使用しない場合の警報装置、こういうものの有無につきましても、昨年度から新たに評価を開始しております。

続きまして同じページの下段でございますが、19 年度から調査研究を開始しております歩行者の脚部に関する保護性能の評価試験、こういう調査研究でございますが、昨年度も調査研究を継続し、データを収集しております。86 ページのイでございますけれども、アセスメント事業の重要課題でございます予防安全装置、この評価につきましても基礎調査を昨年度も継続して実施をいたしました。またこういう装置の普及を促進するためにこの装備状況、これを調査をいたしまして、アセスメントのパンフレットとかホームページにおきまして情報提供を実施しております。次の下のウでございますけれども、新総合評価方式でございますが、これについても昨年度、調査研究を実施をいたしまして、今年度から新たに 4 項目追加になっておりますので、こういうものを含めて総合的にわかりやすく評価するための方法について研究を行っております。

87 ページでございますが、試験法とか情報提供の方法、これをさらに改善していくために必要な海外のアセスメント実施機関との情報交換の状況でございますが、昨年 6 月にドイツのシュツガルトにおきまして開催をされました ESV、実験安全車の世界会議に出席をいたしまして、昨年度開始をいたしました 2 つの評価試験、こういうものの情報提供を行い、各国からいろいろな高い評価をいただいております。

88 ページをお願いいたします。一昨年、韓国で開催をされました日本、オーストラリア、韓国、ヨーロッパの四極によります会議があったのですが、そのフォローアップといたしまして、世界会議の期間に集まりまして、前回の議論の続きの検討を行っております。

飛びまして 89 ページでございますが、アセスメントの評価につきましても療護センター同様にタスクフォースによる外部評価を実施しておりまして、その結果をホームページに公表しております。いずれの項目につきましても努力が認められ、これまで努力してきた方向でさらに努力を継続するよという評価をいただきました。

91 ページ、92 ページの広報活動についてでございます。昨年度も各種イベントに参加をいたしまして、後席シートベルトの着用、飲酒運転の根絶、こういう事故防止について

の広報を行うとともに、NASVA そのものでございますとか、自賠責制度の PR を行っております。特に昨年度でございますが、物流ソリューション、東京トラックショーなどのイベントにも初めて参加をしております。また国と連携をしました広報でも、新たに内閣府主催の交通安全運動ゼロの日フォーラム、「犯罪被害者週間」国民のつどい、こういうものにも参加をいたしました。

飛びまして、102 ページをお願いいたします。省令で定めております施設・設備の計画的な更新でございますが、この表のとおり療護センターについて適切に更新を実施しました。

103 ページでございますけれども、人件費でございますが、年度計画におきましては前年度予算比で1%以上削減目標ということでございましたけれども、これを大きく上回る8.8%の削減を達成いたしました。これは昨年4月から役職員全員の俸給を一律5%カットをしたということが大きく寄与しております。この結果でございますけれども、104 ページ中ほどでございますが、ラスパイレス指数を記載しております。前年度110.1でございましたけれども、これが104.2に低減をしております。

105 ページをお願いいたします。これ以降は年度計画に記載のない自主改善努力の部分でございます。

1点目でございますが、自動車事故被害者団体との意見交換でございますけれども、平成20年度から積極的に開始をしている点でございますが、昨年度も一昨年度を6件上回る67件の会議に参加いたしました。

107 ページをお願いいたします。昨年度も療護センター間の情報交換によりましてセンターの効率的な運営、医療・看護技術の向上、こういう目的に各職種別に担当者会議を開催いたしまして、情報の共有を図っております。

108 ページをお願いいたします。療護センターについて広報するため、6分版のDVD、これを新たに作成をいたしまして、全国の支所に配布をいたしました。各支所ではイベントでございますとか被害者家族の会におきましてこのDVDを上映し、また配布をしております。

109 ページでございますけれども、昨年度もホームページを活用しましてNASVAのPRを引き続き実施をしております。昨年度、リーマンショック以降の自動車販売の落ち込みもございまして、アセスメント関係のアクセス関係は横ばいということでございましたけれども、全体としては前年度比6%増加をいたしまして、年間で138万件のアクセスをい

いただきました。

110 ページをお願いいたします。最後でございますが、内部統制に関する取り組みでございます。昨年度、職員の法令遵守、倫理の確立を目的といたしまして、コンプライアンス委員会、これを設置いたしました。基本計画でございますとか、実践マニュアル、こういうものを作成して徹底を図っております。

以上のとおりでございますけれども、駆け足で大変失礼いたしました。前のページ、108 ページで報告をいたしました療護センターの PR 用の 6 分版のビデオ、DVD でございますけれども、これから上映をいたしますので、見ていただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

[DVD 上映]

○委員 ありがとうございます。

では、平成 21 年度業務実績報告書につきまして御質問等をお出しいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員 ●●ですが、御熱心な御説明、またわかりやすく、しかも迅速に、どうもありがとうございました。

幾つかあるのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員 一言で、キーワードで申しますと、今の 6 分間ビデオでもあったのですけれども、療護センターが労働災害で起こった被害者の救済の病院と、実は前も厚生労働省さんから、何で国交省さんが病院の経営管理をやるのですか、全部厚労省に任せておけばいいではないかと、こういう趣旨の、私に言わせるとちょっと意地悪的なアグレッシブなあれもあったのですけれども、交通事故によって起こった病気の質が違うからということで、今の、私も千葉を見せていただきましたけれども、非常に感銘を受けたのは、家族も入れたまさに専門家の医師、看護師、それからいろいろなりハビリテーションのセラピストですか、それから家族も。私もあのときに拝見したら、お父さんが職業まで変えてしまって、ちょうど大学生ぐらいの被災した人と一緒になってやって、どんどん機能回復していくというような現場を見せていただいて大変感銘を受けたのですけれども、単なる病気の治療と少し違って、脳の活性化のためにあらゆる科学技術を使っているのですね。一言で言うとワーキング・トゥゲザーいいですか、今まではある専門家だけに任せておけばいいというパラダイムがこの世の中にあったのですけれども、NASVA さんのお仕事を拝見してい

ると、交通事故は悲惨ですけれども、起こさせないし、起こってしまったら速やかに救済するという、その両面で、1つ申しますと、例えば9ページなのですけれども、先ほど総合安全プラン 2009 を受けてという話が幾つかございました。実はずっと伺っておりますと、1つ大きなことで欠落しているなど思ったものがありまして、安全総合プランのときには私も委員を拝命したので、あのときに自動車交通局長さんが●●さんだったのですけれども、冒頭にすごくインパクトのあるメッセージをおっしゃいました。一言で言うと、日本の自動車事故の事故状況を見ると死者も含めてどんどん減っていると、先ほど●●もおっしゃいましたけれども、減っている。それから件数も最近では、それから負傷者数も減ってきた、大変ありがたい。しかしと、よく見たら一般ドライバーよりプロのほうが減り方が鈍いではないか、プロなのに何をしているのだ、もっとしっかりせい、アマチュアに対してモデルになっていないではないかと、そういう趣旨の発言があったのですね。

それで、4回の委員会ですが、私はあのときに申しました死者半減にすぐ同意されましたし、それから飲酒根絶もすぐ同意されたのですが、では母数である事故件数も半分にしましょうということで、なかなか抵抗を受けました。だけれども、4回の委員会の最終回で、トラックの代表の委員がよくわかったということで同意されて今の現状がありますが、せっかく NASVA 総合安全プラン 2009 を打ち出してくださったのであれば、ぜひプロドライバーの事故がアマチュアより減るという P.D.C.の P.を立ててほしいですね。これをずっと拝見しましたけれども、そういう下りが1カ所もないのですね。非常に、言い方はちょっと失礼かもしれませんが、やや紋切り型におっしゃっているので、本気で、あの総合安全プランの精神をやはりどこかに書いてほしいし、内外ともにそれをアピールしてほしいかと思っています。

9ページに、このブルーのところを先ほどおっしゃったのですが、確かにいろいろと中期計画が達成されているのは結構なのですけれども、最も肉薄してほしい、インパクトの大きいところへどんどん突き進んでいるぞということがわかるような、そういうエビデンスを出した上で御説明をしてほしかったというのが私の第1点の質問です。ですから、総合安全プラン 2009 を受けてプロのドライバーの事故がアマチュアよりは減るのだということを NASVA さんとしては内部的にもそういう会議をされていて、実際にそういう目標を立てていらっしゃるかどうかちょっとはっきりしないので、いろいろな状況証拠は出していただいたのですけれども、核心に迫るところが、少なくともいただいている文章を拝見する限りなかったもので、私のもし読み落としであればぜひ訂正をしてほしいというのが、

それが1つです。

それに関連して申しますと、31ページの飲酒運転のところなのですが、例の先ほどの黄色いところのグラフがありますね、オレンジとグリーンの。グリーンよりはオレンジのところを非常に強調されました。その背景としてi-NATSですか、その御説明があったのですが、何か伺っているといいとこずくめの話だったのですが、すべてデジタル技術に頼るとアナログのときになかったような課題があるということをよく伺うのですね。この件に関しては新しく、非常に効率化にも貢献しているので大変いいのですが、見えている課題はないのでしょうかということだけちょっと伺いたい。気づいていることがあれば、予兆か何かがあれば教えてほしいということが2つ目です。

そして次は、自動車アセスメントとの関連なのですが、先ほどグラフで、どこどこに配っているというグラフがたしかありましたね。何ページだったかな、あれの内訳を拝見すると、私は警察庁とのコラボレーションがあってもいいのではないかと思ったのは、免許を更新する場で、あれはよく待たされるのですね、私も何年かに1回行きます。最近では地元の警察署でも免許更新ができるようになっていますが、要するにドライバーがプロもアマも含めて免許を更新するときに必ず国の機関との接点が発生しますので、そのチャンスを使ってNASVAさんのPRですね。先ほどのDVDも含めて自動車アセスメントとか、あるいは事故が起こったらここへ連絡してくださいという、そういうカードですか、といったPRの場所として免許更新とのコラボレーション、それから自動車の免許を取るために皆さん、自動車の教習所に通いますね、プロもアマも含めて。私、たまたま去年でしたか、8チャンネルの「めざましテレビ」でバスの車内事故の削減に関する番組にたまたま協力をさせられたのですが、そのときにたしか木更津にあるバスの運転手を専門に養成する自動車教習所でバスを使った実験があって、そこで録画があったので参りましたけれども、ああいうふうにプロドライバーを養成する自動車教習所は全国に分布していると思いますが、そういうところもNASVAさんのコラボレーションの相手として十分可能性があるのですね。だから、教習所とか免許更新所、そういうところとのコラボですね。これは国土交通省の軸でない施設ですが、警察関係の軸ですが、ワーキング・トゥゲザーという意味で、ぜひそこも御検討の対象にしていただきたいということが次ですね。

次は、34ページで運輸安全マネジメントの講習のお話、成果を伺いました。私も去年の東京フォーラムの会議もお招きを受けましたので参りまして、年々大変すばらしく、参加

者もふえているし、いろいろ伺いますと非常に質もいいということで、私もとてもいいと思っていますが、いつも話題になるのですけれども、運輸安全マネジメントの一番やってほしい相手が大企業ではなくていわゆる中小零細ですね。NASVA さんとしてはいろいろ工夫していらっしゃると思いますが、きょうの御報告の中では中小へのアクセスの工夫についてちょっと、もしよろしかったら補足説明がほしいなというのが次です。

順次行っていいですか、最後まで。一応私が気づいたこと、全部マークして。

○委員 はい。

○委員 はい。そして次ですね。1つほめたいと思ったのが45ページ前後ですが、例のナスバスコアの活用ですね。先ほど初めてマスコミに公開したとおっしゃったので、私も実は大学院の学生時代に脊損者の電動車椅子の研究をしたことがありまして、そのときに勉強してわかったのですが、例の残存機能をいかに活性化するかというのは傷害を受けた方たちの社会復帰の非常に大事なポイントなのですけれども、拝見すると46ページにあるナスバスコアは大変すばらしい内容が秘められているのですが、余り認知度がないのですね。私も少し勉強したのだけれども、解説を受けると理解できるのですが、もう少しこの辺のマスコミへの公開を含めて一般の方に、つまりもし交通事故で怪我をしたら最終的にこうなるぞ、ここから始まって、治療するとこのように社会復帰が可能なのだよというようなことが、このナスバスコアの中にその神髄が秘められているのですね、実は勉強いたしますと。こういうものをもっと認知度を高めてほしいと思うのですね。ある特定のところだけに流通させるのではなくて、だからこれは一般の方々にぜひ周知、広報する工夫と努力がぜひほしいと思いました。

最後、自動車アセスメントの事業のことなのですけれども、事業仕分け、きょう冒頭で●●さんからも寂しいというキーワードで御説明いただきまして、私も全く同じ思いで事の推移を見ておりまして、NASVA としてはどうして相手を説得できなかったのかと思っております、スタート時点で戦略上、何かミスをなさったのかなと、つまり大事な3つの柱の1本ですね。それを別の法人に移管しろということで、この間も自賠責あり方懇で同じような説明を受けたときに私はやはり質問させていただいたら、きょうここにいらっしゃる●●からも、もうあれはあれでしょうがなかったのだという趣旨の説明をいただいたのですけれども、まだ私は残念に思っております、何かできないのかと。

実は何を私は気にしているかといったら、NASVA さんが築き上げてこられたいい部分がこういう形で、政治主導というのは確かにマスコミ受けしやすいし、国民からもわかり

やすい話ではあるのだけれども、ちょっと一方的過ぎるということで、先ほど理解してもらえていないという言い方をされたのですけれども、その理解のさせ方の工夫と、それから自分だけで頑張らないで、まさに私が言ったワーキング・トゥゲザー、いろいろな人からも応援してもらってわからせる。実は過渡的に、私はあり方懇で申しましたけれども、もし乱暴な形でパッと別法人に行ってしまったら、今までのクオリティは維持できるのですかということを申しました。最終的に公的な国の機関がやるということは、確かにそれはそれでいいのですけれども、アセスを受ける車メーカーにしてみたら、いい点を取るとこれはうれしいのでしょうか、今回のミニクーパーみたいに、3点ぐらいしか取れていませんね。あのミニクーパーは今 BM がやっていたらいいのだけれども、その経営者に見たら、これは本当に正しいのかという気を当然起こすでしょうから反論もしたいでしょうし、やはり大丈夫ですよと、こう説得しないとだめでしょう。来年以降、もし変わったときにそれが維持できるかどうかは非常に、国民の一人として、車が好きなドライバーの一人として不安があるわけですね。その不安の払拭ができていないわけですね、現状では。ですから、やはりワーキング・トゥゲザーというキーワードの応用として、NASVA が何かどこかでやはり関わりを持てるような工夫と、いい意味でのしたたかさ、知的なしたたかさが要ると思うのです。余り下品なしたたかさは困るのですけれども、上品でインテリジェントなしたたかさをやはり頑張ってもらいたいですと、これはお願いになるかもしれませんが、そういうことを感じました。

それから、76 から 77 にかけてのホームページの、私は人間工学専門家だから非常に理解できる話の説明を伺ったのですが、ユーザビリティ向上の努力ですね、スクロールの回数を減らすとか、動画を使ってすぐにリンクをさせるとか、実はこういうことについての専門家集団がありまして、HCD-Net と言っていますが、Human-Centered Design の頭文字を取って HCD、これは ISO の 13407 という国際規格があって、それに基づいてできた NPO 法人なのです。私もその評議員をしているのですけれども、日本の産業界はおしなべてユーザビリティについては実はビハインドです、国際的に。専門のユーザビリティエンジニアが少ないのです。例えば、e-Government なども日本の普及率はわずか 7%、コンピュータのハードウェアでは日本が圧倒的に勝ってしまったイギリスは 95%だと非常に格差が大きいのですが、日本はどうも技術優先の国でずっと来てしまって、ユーザー視点の技術が弱いのです。実は、NASVA さんのホームページもそうだったのかと思って改めて再認識してもらったのですけれども、もっとユーザビリティ向上を引き続き頑

張ってほしいと思ったので、これは情報提供ですが、よろしかったら御検討いただきたいのですが、HCD-Net という言い方で流通していきまして、結構貢献しています。実は内閣府にこの HCD-Net の専門家が一本釣りと呼ばれて、気がついたら何人かが委員と呼ばれていきまして、できたらそういうところのアドバイスもいただかれて、もっと短時間で効率よくユーザビリティ向上をぜひ目指してほしいと思いました。

以上です。どうも長々しゃべりまして、済みません。

○委員 どうもありがとうございました。

では、どうぞ。

○事故対機構 大変さまざまな分野で御指摘いただきまして、私、できるだけ今の●●の御質問に逐一答えたいと思いますが、もし答弁残しがあったら担当の人から補足してください。

一番目の問題は 2009 年のプランを受けて NASVA がどう対応するのだという、プロの事業者の減り方が遅いということにどう対応するかという問題、私どもも国土交通省で●●の御参画も受けて出していたプランに 2 ヶ月おくれで NASVA もきょうの御説明にあるようにプラン 2009 をつくりました。その大きな視点が御質問にもあった安全マネジメントをどのように、特に中小の事業者さんに普及するかというテーマであります。私ども、もちろん中小の方にも分け隔てなくアクセスをして知識を深めていただくために講習会の開催を全国で、御報告したようにかなりの回数、100 件程度実施いたしましたし、そのほか、今度は専門化して内部監査のプロを育てる、あるいは新しい、●●も御存じのデジタルドライブレコーダー等の活用のための特別のコースを、教材をつくって今やっております。そういうことは私たちもやっておりますが、やはり大きな事業者さんのほうが取り組みが進むのですね、早いのです。それで、私は両方やらなければいけないと思ったのは、そういう立派な事業者さんがさらに取り組む取り組みを我々も少し応援することによって、うちの職員の安全指導能力をアップ・ツー・デートなものにした上で、それを取り組みのとらまえ方にしていく。それはやはり個別指導が非常にいいのだろうということで、私たち実は安全マネジメントコンサルティングを 1 つの大きな安全マネジメントを普及するためのプラン 2009 の柱として立てまして、目標を、それまで実施していた段階では 30 件程度だったのを 100 件ということで取り組んだ結果、先ほど御報告申しましたように 88 件までは増加できました。しかし、これは私、まだ過程だと思っております、今後、今職員がどんどん現場に入って、現場での安全マネジメントの仕組みについている

いろな知見を得ておりますから、これをさらに普及するためにこのコンサルティングを充実させて今先生のおっしゃったプロドライバーのほうが白のドライバーの事故の減り方よりも遅いのではないかというこの御指摘、これにこたえられるように NASVA としても取り組んでいきたい。特に、NASVA の事故防止の安全指導の中心はプロの方々ですから、仕分けのときにも出ましたように、白の方々と一緒にできないかということに対して、私も、いやそれはプロとアマの差ぐらい広いのでなかなか難しいと申し上げたのですが、これは我々がやらなければいけない分野だと思っております、プラン 2009、私どもがつくったものに基づいて、今の●●の御指摘をぜひ我々も実現できるように取り組んで参るし、また来年……。

○委員 目標に出してほしいですね。

○事故対機構 数字をですね。

○委員 はい。

○事故対機構 わかりました。半減というのは私どもも出したのですが、実は今、●●から来たのは、ようやくプロドライバーの減少率も少しずつ、少し資料にはおくれたのですが、減ってまいりました。それは私どもも喜んでおりますし、今後もその減少をさらに深める、おっしゃるように目標をつくるということはすごく大切なことでもありますから、私は自分たちの取り組みの目標はつくったつもりなのだが、それでじゃあ事故は本当に減るのかということについては、NASVA だけではないものですから、そういう意味ではプラン 2009 を受けて事故半減、それは我々も事故半減の目標のために NASVA はこうするという目標ですので、それがさらに全体の数字の減少につながるように、我々も受け身ではなくて、主体的に役割を果たすという観点から今の先生の御指摘のような考えを入れて毎年の目標計画をつくっていききたい、今の先生の御指摘については、ではどのように数字にできるのか、我々もちょっと考えてみたいと思います。

それから i-NATS については、実は先生、私どもデジタル化したのですけれども、デジタル化に実は頼ってドライバーの診断をしようというのが本筋ではなくて、先ほど御説明にあったように、うちのカウンセラー、うちの指導員が事務所に来るお客の接客でもうずっと追われていたわけですね。これを少しでも時間をつくることによって出前での、あるいは出掛けていってのドライバーの診断が可能になる。実は私たちのポイントはデジタルの部分ではない、アナログの部分で私どもはドライバーの診断をプロの方々に対して適切に実施していく、そのための実は布石が i-NATS なのですね。ですから、先生の御指摘の

とおり、デジタルに任せて勝手にやれというのではなくて、私たちの職員がこれからドライバーの方の診断に、カウンセリングに出掛けていきます。これ、去年はまだ1500件しかできませんでしたが、私はこれは1万件ぐらいすぐやりたいと思っておりまして、これはちょっと事故を起こした、ヒヤリハットを思った方々などを経営者の方がやってほしいとなれば我々のプロのカウンセラーが出掛けて行って、それで直接そのデータに基づいた指導をできるようにしたい。そのことの思いがこのi-NATSでありますので、ぜひその点は、まだ職員の体制が今変わっている段階です。

○委員 わかりました。実はデジタル化すると一見、すべてがよく見えてしまうのですが、けれども、いろいろな過去の研究成果を見ると必ずしもデジタル化がすべていいわけではなくて、結構マイナスもあるのです。そのことは多分よく御承知と思いますが、だからといってアナログがまたすべていいわけではなくて、今おっしゃったようにバランスですね。その辺は多分お気づきかと思いますが、余りにも効率がいいものだから、どんどん、どんどんめり込んでしまう危険性があるので、そこをちょっと気づいておられたらありがたいなと思ったので、そういう質問をちょっとさせてもらいました。

○事故対機構 ありがとうございます。私どももデジタルデータはデジタルデータのいいところを頼りつつ、これは非常に客観性もありますし、単純に簡単にできる部分がありますが、これを踏まえたヒューマンな部分の指導に力を入れていきたいという趣旨でございます。

それから●●の3、4、5のポイントはいずれも広報にかかわるものであります。御指摘、本当にありがとうございます。私たち、広報についてかなり決定的にこれまで欠けているという反省を強くしているのですが、一方で広報は非常に金食い虫であります。そういう点があります。ですから、金を食わないような形でこれから広報していくという点で、今●●の言われた例えば警察庁の免許更新の際に私どもの被害者援護の冊子であるとか、そうしたもののPRをもっとできないか、今も随分お願いしておりますが、これまで旧運輸省の仕事はどちらかというとプロの青の方々を対象にするのだ、旧警察庁はむしろ一般ドライバーを対象にという、何となくミシン目がありましたものですから、我々も十分にできていなかった点があるかなと私もここに来て反省をしております、今の先生の御指摘を踏まえ、さらに来年にはもう少し新しい工夫で白と青の垣根を超えた取り組みを警察庁のほうとも連携して、国交省にももちろん連携していただいて、役所もそうですし、我々も……。

○委員 今の制度上、可能なのですね。

○事故対機構 ええ、決して不可能ではないです。

○委員 NASVA のアセスメントのパンフレットを免許更新中のところのどこかへちゃんと話をして、そこの署長さんの了解をもとに置いて全員に配るということは可能なのですね、やろうと思えば。

○事故対機構 交通安全協会のほうが御協力いただければ、我々が提供してやることは不可能ではありません。

○委員 彼らからは置いてくれとは言っていないでしょう、多分。

○事故対機構 言ってきません。

○委員 言ってきませんね。

○事故対機構 はい。

○委員 こちらからちゃんと説明して、それが私の言うボーダレス化というか、ワーキング・トゥゲザーという趣旨なのですからね。

○事故対機構 実は、今までも被害者援護のほうでは随分御協力いただいているのです。社会福祉協議会もそうですし、交通安全協会もさまざまな形で被害者の方の救済は白、青関係ありませんのでやっていたということもありますので、今後さらに青の方の安全教育も含めて、今の●●の御指摘のようなことをもっとやっていけないか、これは工夫していきたいと思いますので。

○委員 教習所はもうすでにやっつけいらっしゃるのですね、これを見たら。

○事故対機構 教習所は一部ですね。

○委員 ああ、一部なのですか。できたら、全国的にやってもらえるといいと思うのですが。

○事故対機構 さっき言われたように青の方がたくさんお見えになる教習所などに我々がNASVA の、今回の仕分けでも民間の方々は補助金なしで頑張っているのだから、その事業がもっと進むように協力しろという示唆がございまして、そういう協力事業者を今国交省のほうもお募りいただいて、我々もそれに協力してやっていただけませんかということをおっしゃいますから、今後さらにその面では青の方の教育訓練を、一般の教習所でも青の方に関心を持っていただいた教習所などでお手伝いいただくことはふえるかと思っております。

それから最後の2点、これは私も本当に残念だったのは、今回の仕分けで非常に短時間

の間に NASVA のアセスメントについて説明を求められ、しかも NASVA の事業の中身ではなくて、きょう説明したさまざまな中身に関してではなくて、国費を節約していないという 1 点だけで議論がされましたものですからちょっと私も残念な思いをしたのですが、毎年、予算といっても 5 億円を切るような額まで今、節約をできております。これまでの、これは私、そういう説明を余りしなかったのでわかりにくかったかなと思うのですが、被害者の方々の減少の中のかなりの大きなウエートが実は車両の衝突性能の向上なのですね、過去 15 年間、アセスメントとともに歩んできた。その点については規制の面もござります、審査のほうの進展も。しかし、その後、審査で通った車がさらに進展している部分でかなり人命が助かっている。それを計算すると 1 兆円を超える経済効果が毎年 5 億円の予算で計上できているという事実、私ども、そういう数字のわかりやすい広報を十分してこなかったなという反省は実はあの仕分けの後、私、しました。というのも、当委員会の先生方は御存じのとおり、あのお金というのは何かといたら、結局ユーザーの保険金のそのまた運用益ですから。

○委員 税金は使っていませんよね。

○事故対機構 ええ、ですから公費ではあるけれども、いわゆる直接納税者からいただいている純粹の税金ではないので、真水ではないのですね。ですから、私たちなどそういうものを知っている人間は費用対効果がいいということ、かなり安いということ、節減してきたということ、内容についてはこうして毎年先生の御指摘を踏まえ改善を少しずつしているということで、少し私も安心していたかな、自己満足に陥っていたかなということを変に反省いたしております。

この間の仕分けは、先生に知的なしたたかさを持ってと激励いただきましたけれども、国交省のほうでも、あの仕分けの論理はただ 1 つ、NASVA は自前の試験施設を持っていない、三鷹の交安研は施設を持っているのにどうして 1 ヶ所でできないのだ、あるほうでやればいいではないかという指摘だったのです。ですから、私はそこは国交省のほうも反論できなかったと思うのですが、そこでやれば安くなりませんという説明を国交省の側はされたのですけれども、その場では御理解いただけずに結局ああいう仕分けになったということで、私としては国交省のほうとこれから密接に御連絡をしながら、NASVA がもしやらせていただけるとしたらどれぐらい国費を節約できるかということは今重点的に内部で検討しております。来年度までは私どもでやらせていただきます、23 年度まで。24 年度以降、どうなるかはまだ今後、向こうに持っていった結果、ものすごく経費がかかるのだ

ったらどうなるのだろうかという問題を国交省のほうでも御検討になるのだろうかと理解しております、まだ私どもが全く関与しなくなると最終決定になったのではないのだろうと、私はそのように期待しております。

○委員 そうですか。来年もこれはもう一遍、NASVA から出てくるわけですね。

○事故対機構 はい。

○委員 でしたらぜひお願いですけれども、ページをあけたら、今、●●がおっしゃったことがすぐにわかるように大きな字で、この事業の手續とか、それから今おっしゃったコスト計算、5億円で1兆円助かっているよとか、そういうことをわかりやすく書いてもらったらいいですね。ぜひそういう意味では広報、PR をしてください。そして絶対自分だけがよい子になるような発想ではなくて、関連する人、今、私はあえて警察のことを申しましたけれども、一緒にコラボできているのだぞということをわからせてくださいよ。よろしく願いいたします。

○事故対機構 わかりました。どうも貴重な御示唆をいろいろとありがとうございました。

最後の HCD-Net についてはぜひ検討、勉強させていただきます。

○委員 よろしく願いします。

○委員 よろしいですか。

それでは、どうぞ。

○委員 1点だけちょっと質問なのですけれども、公開実験等でこれはやっておられますけれども、これに関してどの程度費用がかかるのか、会場の設営から、このダミーの人形を使ってやっていますでしょう。この辺が大体1回、公開実験をやるのにこのぐらい金がかかっているよとかいうデータは出ていないのですね。だから、ちょっとその辺のところを教えていただければと思いますし、今の広報活動の関係でもそれは使えるのだろうと思えますが。

○事故対機構 この公開試験のコストそのものを実は出していませんのは、私ども年間を通じて何両の車両をどれだけテストしていただくということについては、例えば JARI さんと契約をしております。これが随契だということが問題がちょっとあったのですが、あそこしか適切な場がないということで。その費用全体で、私ども車両購入費から、うちの職員の給料から全部入れて4億6000万、5億円弱なのですね。ですから、この試験の一部に、私どもも含めてですが、うちの職員が出掛けて行ってマスコミの方を御誘導申し上げてそこで公開していますから、経費自身はミニマムだと思います。その日にかかった、

公開試験のために特別にイベントをやっているということではないのです。実はテストをやる一環を、一部のプログラムだけを選んで公開をしているというのがこの実態であります。ですから、数百万、数千万になるか、1000万になるかな、200万の車両を3台だったら600万だろう、だって。だからその計算はできますが、今までそういう数字を出したことはなかったのです。

○委員 恐らくデータをとるための人形自体も結構金がかかるでしょう。だから、何か目に見える、これにこれだけ金がかかっている、車1台についてこれよりも、これだけ金をかけないとデータはとれないのだよとか、やはりそういうアピールの仕方というのは一般受けはしますよね。トータルで人件費から何から入れてしまうというのは、かえってわかりにくくなってしまふのだらうと思うのですけれどもね。

○事故対機構 今、●●から言われた、私どもちょっと公開努力が足りなかったかなというのは、私などはさっき申し上げたように、これだけ安くこれだけ費用対効果がある事業はないのではないかというような、自分でちょっと自分たちがどう見えるかに気がつかないままやっていたなという反省を持っておりまして、今の●●の御指摘についても、私も、これからデータを出すときにはもっとわかりやすく、どの項目にどれだけかかっているか、購入費がもちろん大宗ですし、JARIさんにお払いする試験場の使用料もかなりかかっていますが、車両購入費がもちろん多いわけですね。だから、それも予算のほうの制約から、実は車両はこれぐらいしか選べないという面があるのです。これ、潤沢に例えば自工会からお金でもいただけるのなら、10億円ぐらいにして車両を倍にしたっていいのですけれども、どちらかというとな件が先にあったというのがあります。ですから、今の反省を私もしておりますので、今の●●の御指摘の点についても、次回以降公開していくときにはそういうデータの内訳もユーザーの方に見ていただいて、仕分け人の方もそれを見ていただいて、それでもなおかつ高いのかというふうにおっしゃっていただいたのなら私も仕方がないと思うのですが、先般はもう理事長のところは説明しなくてよろしい、発注者である国交省が説明しろということだったものですから、十分な反論が許されなかったということがあります。

○委員 私から1つだけ確認をさせていただきたいのですけれども、資料の62ページの交通遺児に対する貸付制度なのですけれども、少し御説明の中で、残念ながら数が減っていったというふうにおっしゃったのですけれども、これは残念なことなのかどうかということなのですが、つまり必要であって、しかしながら十分に活用されていないというので

あれば残念な話なわけですが、必要でないのに貸し付ける理由はないので、このあたりの必要性和、それから実施状況とのやはりバランスの問題といたしましょうか、それが重要だと思うのですが、これに関連してその右上のところに御要望が幾つか出ているようです。確かにこれを見ると、なるほどこういう使い方でもっと有効な使い道があるのではないかという気もするので、もし貸付金に余裕があるのであれば、やはり制度内容の拡充ということも視野に入れるべきではないのかというように思ったのですが、いかがでしょう。

○事故対機構 委員、ありがとうございます。ちょっと言葉が適切な言い方ではなくて失礼いたしました。減っていること自体は大変結構なことであります。ただ、おっしゃるとおり、私たちが本当に助けなければいけない方で、知識がないために私たちに至らない方が取り残しでないのかという点については反省しなければいけないということでありまして、私たちはいつも本当に取りこぼしがいないか、ニーズのある人たちに手が届いていないところはないかということ自分たちでは検証しつつやっているつもりではありますが、幸い事故被害者、死者の数も減り、またあるいはお年寄りがふえて、むしろ若いドライバーの死者が減るとお子さんのちょうど適齢の方も減りますからさまざまな要因で減っておるという事実はありますので、それ自身が不幸なことだということではないと、大変失礼いたしました。

それから、これからこういう制度をさらに拡充して別に新しいニーズに向けて取り組みを広げられないかという御指摘については、これは法律のたてまえもございますので、事務局の国交省さんのほうとも十分協議しながら新しいニーズに向けての制度改正、これは制度を改正していただくのは国のほうでございますので、そういうことも含めてこれから検討していきたいというふうに、このように思っております。

○委員 わかりました。

○委員 もう一ついいですか。

○委員 お願いします。

○委員 先ほど気づいていたのですが、ちょっと多すぎるので減らしたのですが、51 ページの平成 21 年度の研究成果が予定を大幅に上回ったという御報告がありましたが、ここにずっと 51 から 52 にかけて研究成果のタイトルが全部列記されていますね。これをざっと拝見したのですが、1 つ気づいたことがありまして、それは実は私も見学をさせてもらったし、あとの 3 つは直接は行っていませんけれども、お話を伺っていると千

業とほとんど同質の活動をされているわけで、こういう成果が出ると非常にありがたいのですけれども、よく見るとこういう成果を上げるためにはその療育員自身がすごくマネジメントに気を遣っておられるわけですね、患者さんの脳の活性化のための、先ほど言った家族も含めた。そういう成果もすごくこれはインパクトがある情報だと思うので、いわばヘルスケアマネジメントといいますかね、私、1週間前、ちょっとアメリカの応用人間工学会国際会議というものに出ていたのですけれども、結構アメリカの人間工学者は、ヨーロッパもそうですけれども、デンマークとかアメリカの方たちから日本で言うところの医療事故をいかに減らすかということで、専門外の方が病院の手術室の中に入って、ちょっと私らのようなエキスパートが病院の中で実際にお医者さんと看護師さんと一緒にデータをとって分析して、それを公開発表されているのですね。日本ではなかなかそれはできません。医師しか入れないのですね、手術室には。でも、この成果を拝見していると非常にマネジメントもすごく質がいい成果がこの4つの専門機関にあると私は見えていますので、ぜひNASVAさんのほうからそういう成果もまとめて対外的に発表するようにちょっと働きかけてほしいなと思いました。絶対成果は出ていると思っています。ここに上がっているのはすごく専門的なテーマが多いですね、脳外科的な。ですから、病院のマネジメントに関する研究成果もぜひ背中を押してあげて、どんどん、どんどん内外に情報を発信するように働きかけてほしいなと思いますが、私はそう見ていますが、そういう認識でよろしいでしょうね。ちょっと確認したいのですけれども、どうもありがとうございます。

○事故対機構 済みません、私、病院のマネジメントが本当にいいかどうか実はまだ把握できていませんので、きょういただきましたので、ちょっとその辺も検討しながら、どういふものか見ながら、個別の事例以外でも全体的なそういうマネジメントに関するものも学会で発表できるものがあれば、また学会で発表ということも進めていこうと思っています。

○委員 日本ではちょっとレアかもしれませんが、国際的に見ると非常にそういうものが今一種のブームになっています。「セルフ・ケア・サービス・セーフティ」とかという言い方で。

○事故対機構 セルフ・ケア・サービス……。

○委員 「セルフ・ケア・サービス・セーフティ」という言い方で。論文はいっぱい手元にありますので、だから日本はちょっとこの辺はおくれているのですね、正直言って。病院の中で起こっている事故の統計もちゃんとありませんしね、アメリカなどはきちっと統

計をとっています、基準。だから日本は、だからこの NASVA さんがやっていたらやる病院はある種、私は日本の病院の中では先進的だと思っているのですよ。だから、いっぱい情報発信できるポテンシャルを持っているから、それを眠らせることはないというのが私の趣旨です。よろしくをお願いします。

○委員 ありがとうございます。

御質問もないようでございますので、NASVA の皆さんには監事さんを除いて御退席をお願いしたいと思います。

〔NASVA 退席〕

(4) 監事監査の結果について

○委員 それでは、NASVA の●●さんから、平成 21 年度監事監査の状況につきまして御報告をお願いいたします。

○事故対機構 では、●●のほうから御報告させていただきます。

私ども監事 2 名、本部及び支所、全国に 50 支所ありますけれども、そのうち 9 主管支所につきましては、21 年度につきましては 5 主管支所、そのほかに 13 支所ということで、18 支所を監査を行っております。

会計監査人、監査法人につきましても本部と主管支所を含めて監査を行っております。その監査の内容につきましては財務諸表の中に監事の意見書ということでありましてとおり、適法、適正、正確に処理、記載されているということで意見書を出しております。

さらに、業務実績報告書の中で 25 ページ、26 ページに記載してありましてとおり、我々監査内容をしておるということで、さらには契約監視委員会による契約内容のチェックにつきましても実施しています。契約予定金額 1000 万円を超えるものについては、契約決済文書を回覧する方法で事前に我々監事がチェックしております。そういう中身を含めまして、適正処理を行っております。

これまでに我々監事からの意見では、随意契約の適正化、介護料支給認定の迅速化、在宅介護者に対する訪問支援の強化などを改善要求を行ってまいりましたが、21 年度の実績につきまして速やかな対応がなされているということで、大幅な簡素化なり改善をされたということをチェック、認識しております。

以上でございます。

○委員 それでは、ただいまの御説明に関しまして、私のほうから2点ほど御質問させていただきたいと思いますが、1つは人件費管理、特に給与水準につきまして御所見を伺いたいということです。

2つ目は、監事監査において把握された課題、あるいは改善すべき点に関して、必要に応じて理事長、あるいは役員の方々に報告をされていらっしゃるでしょうか。また、監事さんの報告が法人の業務運営に活かされているということについて、機構の内部統制に関する点に関する御所見を伺いたいと思います。

○事故対機構 ●●のほうから報告させていただきたいと思います。

まず第1点目、人件費の水準ということですが、先ほど報告がありましたように、ラスパイレス指数という面から見ますと昨年度104.2ということで、その前年度110.1と比べると5.9ポイント下がった結果となっております。22年度末の目標が106.5に落とすという水準からしますと、昨年度でその目標水準を達成しておるという状況です。その内容としては3年間かけて要員を29名削減ということと、昨年度給与水準を役職員全員5%削減するという形をとっておりまして、そういう意味で給与水準を低減化させるという努力は非常に組織としてしておいて、成果も出ているという評価をしております。

ただその反面、人員の削減の面からしますとユニバーサルサービスがきちんと維持できるのかどうか、あるいは職員の健康管理がどうなのかというところは引き続き我々監事が監査する中で、各支所を回る中でヒアリングをしていきたいと思っております。

あと給与水準の引き下げという分ですけれども、やはりこの部分も職員のモチベーションの問題の面からは、組織自体の中期計画の目標達成という部分に支障が出るようなことがないかどうかというのも引き続きチェックをしていきたいと思っております。

第2点目、監事監査において把握した課題とか改善すべき点についてですけれども、これについては意見を付して理事長に報告をしておるという状況です。その中で、先ほど●●のほうから報告がありました随意契約の適正化、あるいは介護料支給認定の迅速化、在宅介護者に対する訪問支援の強化という面では一定、組織としても取り組みを強化していただけて成果が出てきているという面を見ております。内部統制という面からしますと、昨年度、コンプライアンス委員会というものを立ち上げております。その中でコンプライアンスに関するマニュアル等も作成して全職員に徹底をしているというところでは、仕組みをつくってマニュアルをつくってというところの、その次の段階として日常の業務の中でそのコンプライアンスがきちんと維持できているのかどうかとい

う面を日常の業務の中できちんとチェックをする仕組みが必要なのかと思っております。それについては担当の部署、理事に対してこれから働きかけをするというつもりであります。

以上です。

○委員 どうもありがとうございました。

御質問がもしありましたらお願いいたします。よろしいですか。

委員の皆さんのほうからの御質問はないようですので、NASVA の監事さんにもここで退席をお願いいたします。

なお、ここで 10 分ほどの休憩をとりたいと思います。10 分休憩ということで、開始は 22 分ぐらいからスタートしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔NASVA 監事退席〕

〔暫時休憩〕

(5) 平成 21 年度業務実績に関する評価について

○委員 それでは、これから評定を行ってまいりますけれども、全く何もないところから議論をすることは難しいものですから、先ほど説明のあった業務実績報告書をもとに、資料 4 として各項目ごとの評定理由を記載した、言うならば分科会長試案という形で出させていただきますまして、各委員におかれましてはこれを見ながら御意見をお述べいただきたいと思っております。

評価調書の書き方につきましてはこの分科会長試案をベースとして、評定や評定理由に加筆修正等を行って、当分科会の評定調書を作成していき、さらに御意見があればその御意見を伺いながら意見欄に付記するという形で進めてまいりたいと思っております。

なお、評定結果につきましてはこの場で認定することとしますが、評定項目及び意見につきましては委員各位からいただいた御意見等を踏まえまして、書き方については私に御一任をいただきまして、評価調書としてまとめてまいりたいと思っております。

このような進め方で御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員 よろしく申し上げます。

まず、平成 21 年度評価調書案につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

なお、項目数が多いので幾つかにまとめて説明し、説明した項目について一括御審議していただくという形をとりたいと思います。

お願いいたします。

○事務局 平成 21 年度評価調書案につきまして御説明をいたします。

説明の前に 2 点ほど御報告事項がございます。

まず第 1 は、法人評価に先駆けまして本年 7 月 16 日から昨日、27 日、実質的には今朝まで受け付けました。国土交通省ホームページにおきます各評価項目についての評定理由を公開いたしまして、広く国民の意見募集を行いました。その結果、意見はございませんでしたということをお報告いたします。

第 2 は、本日、御欠席の●●及び●●及び●●はまだお見えではありませんけれども、●●も含めまして、事前に業務実績報告書等御説明いたしまして、昨日までに評価調書案、この分科会長試案に関しましては意見なし、また評価調書の作成に関しましても●●に御一任とのコメントをちょうだいしております。

それでは、評価調書の案の説明に入らせていただきます。

なお、便宜的に右肩に「参考」と記載されている評定結果一覧も用意いただいた次第でございます。これも適宜用いながら説明をしてまいります。

まず評価調書の資料 4 ですけれども、ここでは特に「S」評価を中心としてその評定の理由なども御説明してまいりたいと思います。

評価調書の 1 ページの組織運営の効率化につきましては、管理職 1 名のさらなる減ということで、順調ということで「A」を評定いたしました。

「S」の次の人材の活用ですが、先ほど NASVA の説明にありましたとおり、19 年、20 年に輪を掛けて加えまして、21 年度はシステム開発経験者 1 名、企業コンサルの民間実務者 1 名、交通機械工学専攻の新規採用者 1 名といったさまざまな専門分野の職員を 3 名新規で採用したという実績、そして安全指導業務に加えて、さらに訪問支援サービスを行う職員に対する研修も療護センターで専門的な知見のもとに研修を進めたという実績、これらを含めてすぐれた実施状況にあるとして「S」を評定いたしました。

評価調書 3 ページをごらんください。業務運営の効率化でございますが、これは i-NATS の導入は計画どおり 15 支所へ順調に導入されたということで「A」をつけました。

評価調書の 4 ページでございますが、これはトップセールスによる受診促進等の取り組みによって、受診者数は前年度に比べ増加をしております。これらの受講者、受診者の伸

びによりまして増収が図られたということで、自己収入比率は指導講習 61.5%、適正診断 55.8%、都合、加重平均いたしまして、57.7%と前年度に比べて 3.1 ポイント向上しているということで、着実に自己収入比率の拡大強化が図られているということで、この自己収入比率の向上に結びついた一定の取り組みによりましてすぐれた実施状況にあるということで「S」をつけました。

次に、ちょっと飛びますが評価調書 7 ページをごらんください。タスクフォースによる療護施設の設置運営の外部評価でございますが、これも着実に実施しており、タスクフォースの外部評価結果も妥当なものと認められますので、順調、「A」という評定をいたしました。

次に外部検査の療護センターにおける年間 1 万 1000 件以上の外部検査実績ですが、1 万 1000 件に若干、もう誤差の範囲で述べませんでしたけれども、一方検査収入、外部検査の受託による収入は前年に比べまして 2.6%というふうに増加が図られていること、これらを総合勘案して、着実な実施状況であるということで「A」を評定いたしました。

次の 8 ページでございますが、債権回収率、生活資金貸付の回収率 90%以上ですが、これも 90.9 ということで確保されているので、着実な実施状況ということで「A」を評定いたしました。

そして評価調書 9 ページですが、貸付債権の評価の実施、適切な貸付債権の評価を実施しております。そしてまた適正な引当金も計上しているということをごホームページで公表しているということで、着実な実施で「A」をつけております。

評価調書 10 ページですが、業務全般に関する一般管理費の削減でございます。計画値 5%に対して 7.5%の達成ということですが、i-NATS、ネットワーク端末導入支所における余剰スペースの返還などが顕著に事務所の賃借料の引き下げに結びついております。こうした単なる物件費の減というよりは、安全指導業務における取り組みが総じて事務所の借料の減につながったということの一連の取り組みを評価いたしまして、すぐれた実施状況ということで「S」を評定いたしております。

物件費の業務経費ですが、これは対前年度予算比で 4%の削減に対して 14.3%という大幅な削減が達成できたということで、「S」を評定してございます。

なお、一般競争入札の 11 ページからの記載でございますが、非常に評定項目といえますか、評定が長いのでございますけれども、一般競争入札は確実に件数が伸びているということ、随意契約は反して減っているということ、そして競争性、透明性、適切性の確保

につきまして、監事及び会計監査人による指摘はなかったということ、そして新たに設けた契約監視委員会を設置して、その適切性について着実に自己評価をしているということが着実に認められるので、「A」を評定いたしました。

ただいまの御説明が1パート目ということで、ここまでの間で御評定をお願いします。

○委員 それでは、御質問がございましたらお出しいただきたいと思いますが。

○委員 人材活用のところなのですけれども、1ページ目ですね。先ほど新しく専門分野からリクルートがあったというお話があったのですが、それはそれでOKなのですけれども、それはいいのですけれども、ぜひドライブレコーダーの分析ができる専門家もリクルートしてほしいなど、先ほど言ったほうがよかったですでしょうけれども、ここで言っても豆腐に鎧かもしれませんけれども、相手がいないのでね。それを気づいていたので、一応意見として出させていただいております。だから、この評価はそれでいいと思います。だから、さらに要求すると、ここに事務局さんがいらっしゃるから、次の機会があれば、ドライブレコーダーの専門家もリクルート、さらに引き続いてやるようにというようなことをちょっと助言をしていただければと思います。前から言っているのですけれども、この会議で、なかなか実現してくれていないので、以上です。

○委員 よろしいですか。ほかはどうでしょう。

私から1つだけ、自己収入比率の件なのですけれども、先ほどちょっと質問しようかどうか迷ったのですけれども、この手数料の水準が適正であるということはどこかで判断されて決められているわけですね。このi-NATSというのを採用すると、講習手数料にどう影響するのでしょうか。これを導入することで収支のバランスは改善するのでしょうか。講習の人数が増えることによってトータルとしては自己収入が増えていくことを計算されているのか。その辺の見通しみたいなものはあるのでしょうか。

○事務局 事務局から。まずこの手数料につきましては、国土交通省の事前認可とか事後的な届出というのではなくて、これは任意に任されているところです。手数料水準につきましては、いずれも受講者の、つまり運送事業者の負担力などを勘案して決められていると聞いております。内容としては、要素原価としてはやはり人件費とあと物件費に分かれていて、物件費は教材費であるとか、先ほどのi-NATSといったようなツールの問題、それから事務所の賃借料もセグメント的には割られて、諸々、諸々ありましてなされている。ただ、原価を相償うかといったら、先生が御指摘のように、それで償うのだったら100%になるわけですが、原価の計算をすると手数料の自己収入の割合は総原価の57.7%でした

ということです。

今後、どのように進めていくかというのは、NASVA の経営方針にもよるのですけれども、安易な手数料の上げというのはなかなか難しいのではないかというふうに見られているということです。

○委員 私が質問した趣旨は、むしろ自己収入が今、50%、60%弱というところだとすれば、これは民間に開放して参入するという可能性はあるのでしょうかということなのですね。つまり、完全にそこの部分においては支出超過になっている。こういう事業に新規に出てきてくださいと言えるのですか。つまり、逆に言うところの手数料が適正な水準ではないということの意味していないかということです。

○事務局 今のことについては地域の問題、それから大量集中にできるかというロットの問題とかそういうものが、要するに予備校みたいに人に物を教える、その手数料ですね。そうすると、たくさんの学生が一気に来てくれるようなものがあれば効率よくお金が稼げる。都市部で、例えば大きな運送会社の従業員がワーストと来てくれるようなことが仕組みれば十分今の手数料でも収益が上がるだろうけれども、田舎でポロポロと1日数人しかいないのだけれども、ずっと店をあけておかなければならないというパターン、NASVA はそれをユニバーサルサポート、全部でやって、トータルで行くと57、こういう状態で民間参入はどうかと言ったときに、現に7社はそれでちゃんとずっと何年もやっておりますし、やり方を工夫して民間のやり方でもうかるような仕組みをやっていくというのはあり得るので、そういう意味では民間開放してやっていくということは、現にあるのだからやっていったらいいのではないかという御指摘かと思います。一方、57なので全部を民間開放でNASVA は全部やらないというのは、これは地方部で安全が後退するという点があるだろうというふうに考えておるといことでございます。

○委員 終わりますけれども、要するに、採算の取れる地域もあるということです、今の話で行くと。そうすると、採算の取れる地域においては民間の業者が入ってくる可能性がある。そこの部分においては競合する可能性、競合というか、むしろこれは支援するとか、育成していくというスタンスなのでしょうけれども、民間に移行していく可能性を含んでいるわけですね。仮に民間参入が順調に進むと、全く採算の取れない地域だけが残って、そうすると長期的に見ると自己収入比率というのは悪化する要因になっていくということですか。ここで「S」がついているものですから、これは非常にうまくいっているという印象なのですけれども、そんなに長期的に見てうまくいっているのかなという気が

します。

○事務局 今の御指摘は仕分けとの絡みでどうかということなので。

○委員 そこにも関わってきますね。

○事務局 これまでは、とにかくこの比率を上げるということを目標にしていたので、そういうこれまでの基準からすればちゃんと上げたのだから「S」でしょうと。ただ、新しいそういった視点が 22 年度に入ってから出てきて、これとの整合に関しては論理的には先生がおっしゃるように本当に田舎だけしか残らなければ自己収入比率をただやみくもに上げていくという、そういう考え方ではないのではないかとということもあり得まして、それはこれからの議論かなというふうに思います。

○委員 それでは、続いてお願いいたします。

○事務局 そうしますと、事務局からですが、ただいまの一般競争入札の推進までの評価は分科会長試案どおりということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 はい。

それでは、次のパートでございます。評価調書 13 ページをごらんください。

国民に対して提供するサービスの質の向上に関する部分、13 ページの指導講習業務適正診断の充実ですが、ここは講師用テキストの充実ということで、初めてに近いほど、アルコール、飲酒運転の防止・根絶ということで、アルコール教育に関する内容の充実を図ったという実績と、新適性診断システム (i-NATS) の利用促進ということで、20 年度の 7474 人に対しまして前年度比で 4.85 倍という極めて堅調な増加を図れた、こういったインターネットを活用した新適正診断システムの利用促進を図るという年度計画に対して、着実にすぐれた取り組みということの付加的な実態を踏まえて「S」評価にいたしました。

14 ページをごらんください。自動車運送事業者の安全マネジメント体制の構築というところで、事故防止に関するコンサルティングの実施の件数が 20 年度 35 件に対して、その倍増以上の 21 年度は 88 件、ただいま事故対機構の説明では 100 件を目標にしていたとおっしゃっていましたが、実績としては倍に近い、倍以上の取り組みをなしたという実績、そして内部監査講習会、これも運送企業が経営の中で自己の運輸安全のマネジメントができていくかどうかということを知る機会であるいい機会の講習会があるわけですが、これが対前年度、20 年度に対して 31 回も増回したということ、そしてまだ実績は出ませんが、運輸安全マネジメントの評価事業、P.D.C.A の C. の部分を主として中小企業が

らの申し込みを受けて行う評価事業を昨年の 10 月から新たに実施したということ、こうした着実な実績を伸ばしたということ、新たな取り組みをしたということで「S」を評定いたしました。

15 ページでございます。受講者、事業者の評価度、4.0 に対して 4.16 の評価を得たということで、順調度「A」をつけました。

そして 16 ページでございます。指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援、新たに認定機関になろうとする団体、ここは適正診断の認定団体となろうという団体に対する研修延べ 6 団体、6 名、そしてすでに認定された適性診断実施機関の指導主任者の教育訓練、こういったものも着実にこなしているということ、そして口頭疎明がありましたが、主管支所でこれらの支援を受けたい団体がより支援の受けやすさを確保するという意味で、主管支所においてこのような取り組みができるように 21 年度に体制を強化したということ、これらの実績を加味して、すぐれた実施状況であると評定をいたしまして「S」にいたしました。

続きまして 17 ページ、遷延性意識障害者に対する回復、脱却者、目標値 15 人以上ということで、実績は 16 人、中期目標の 5 年で 75 人の 3 年間で 74.7%、4 分の 3 に相当する人数をもうすでに達成したという実績があります。そして治療改善効果、ナスバスコアを用いた入院症例の分析の結果を初めて公表したという、こういった実績を含めて「S」を評定いたしました。

それと 18 ページでございます。高度先進医療機器の更新、医療技術や看護技術、こうしたことは MRI、RI、それぞれ中部療護センター、東北療護センターの導入は着実に図られているという実績、そして両療護センターにおいて看護担当チームごとにケースレポート研修会などを定期的で開催するといった取り組み、これらが大変すぐれた実施状況ということで「S」の評定をいたしております。

19 ページでございますが、学会での研究発表例、年間 15 件以上ということ、そして加えて中部療護センターにおける連携大学院の実施状況、これらは 15 件に対して 33 件という実績と、中部療護センターにおける……、失礼いたしました。ケースレポート研究会とセンター長会議などの職種ごとの会議を開催して、医療技術等の情報交換・業務検討を強力に実施したということで、「S」を評定しております。

それと 19 ページでございます。学会の研究例 15 件に加えて、中部療護センターにおける連携大学院、これが順調に 21 年度から開設して 1 名の学生の受け入れ、さらに 21 年度

に受け入れた学生が脳神経外科学会において研究成果を発表したということで、極めて順調に推移しているということで「S」を評定してございます。

20 ページでございます。介護料の支給支援業務ですが、ここも「S」をつけてございますが、在宅の重度後遺障害者を訪問する訪問支援サービス、これが件数の実績としては21年度は464件の前年に対して倍以上の1074件と大幅に実績を伸ばしたということ、そしてホームページにおける「在宅介護におけるQ&A」の内容の更新・充実、これも介護支援がわかりやすいという工夫を行ったということ、この項目につきましても何と云っても被害者にも評判がよい訪問支援サービスを充実して、精神的支援の強化を図ったという実績を評価して「S」を評定してございます。

21 ページは評価度ですが、重度後遺障害者の家族に対する評価度4.0に対して4.21ということで、着実な実施状況ということで「A」を評定してあります。

22 ページ、交通遺児等の生活資金貸付ですが、経済的な支援のほかに精神支援として友の会の活動がやはり目を引きます。1泊2日による友の会の集いの実施が前年に対して大幅に参加者が伸びているということ、そして参加者に非常に評判のよい取り組みであるということ、順調な取り組みであるということで「A」をつけてございます。

23 ページですが、被害者の精神的支援に関する評価度、満足度は4.0の計画に対して4.4の評価を得たということで「A」をつけてございます。

それから、NASVAの交通事故被害者ホットラインの運用ということで評価調書23ページでございますが、件数は順調に伸びておることが実績としてございました。しかしながら、ここは評定の理由のところですが、相談件数は着実に伸びていることから着実な実施状況にあると評定したと言いつつも、これは実績として「A」だと考えますが、依然、国民に認知されているとは言い難く、さらなる周知を図り、認知度を固める必要があるというふうな付加的な意見を評定のほうに付してございます。

以上がパート2でございます。

○委員 ありがとうございます。

それでは、御質問をお願いいたします。

○委員 よろしいでしょうか。16ページの指導講習のものが「S」になっているのが、判断基準というのがどういうことか。というのは、年度計画等では特に数字も何も出していないで、一般論としてこういうことをやりますということを書いてあるのだけなのですね。それに関してそういうことをこういう回数、こういう団体についてこういう人数でやりま

したということの記載で4ということの判断といたしますか、それが「A」ではなくて「S」だという。

○事務局 業務実績報告書に実は記載がなかったのですが、先ほど●●から口頭による疎明がありましたけれども、これらの教育訓練、評定調書には、事前にちょっと聞いておいたものですから、16 ページの評定理由の3 段目ですけれども、「これらの教育訓練はこれまで法人本部において実施していたが、21 年度からは主管支所においても実施しており、民間団体への支援体制の強化が図られていることが認められるため」というところが「A」ではなくて「S」にした評価でございます。これはやはり実施機関になろうとする民間団体の支援体制の強化を図ったということが事実として疎明がございましたので、これを「S」評定のエビデンスといたしました。

○委員 よろしいですか。

○委員 はい。

○委員 1つだけ、先ほどの私の質問の介護料支給の話ですけれども、これは先ほどの御説明は減少している傾向は、つまり交通事故の件数が減っているということだというふうなことはもちろんあったのですけれども、どうもまだ周知ができていないというような印象も一部持ったのですけれども、そのあたりを仮に含めて考えるとどうなのでしょう、十分に活用されていると言い切っているのでしょうか。これは「S」がついていますけれども。

○事務局 この訪問支援サービスをする対象者はすでに介護料という経済的支援、NASVA が支給する介護料の支給の認定を受けている者に対して今やっています。ですので、母集団はもうある程度決まっています。この母集団につきましては、交通事故が減少傾向にありますものの、要介護、つまり常時介護以上の重篤な患者さんというのはなかなか減り悩むといいましょうか、横ばいぐらいということで、新たな発生している者もおります。NASVA は新規に発生して認定した者には必ず年内に1回は訪問していく、これは精神支援だけではなくて、経済支援の手続を案内することとか、暮らしぶりをチェックするといういろいろな意味合いもあります。先生御指摘の先ほどの説明の十分認知されているかどうかというのは、ひょっとしてこの制度を知らないでまだ眠っている人がいるのではないかということが一抹の不安であるということはNASVA も事務局も思っているということでもあります。それのないように、一般的な周知というよりは救急病院であるとか、医療従事者に介護料という仕組みがあるということを知っていただいて、ソーシャルワ-

カーとかを通して、被害者に直接フェイス・ツー・フェイスで働きかけるような、そういった広報も NASVA はしているところがございます。

○委員 わかりました。

○委員 今の話は、民間の損保会社の保険に入っても得られるサービスなのですね。

○事務局 介護料の支給は所得制限というか、ありますけれども、その属する家庭、1000万円以上は支給を運用上しないとかありますが、基本的には状態で、自賠償の等級が常時介護、随時介護以上の認定であればお出ししている。自賠償が使えない、一方的過失で自賠償が使えない、あるいは自損事故といったそういった患者さんも NASVA では症状を自賠償と同等の基準で認定をして、NASVA 独自で受給ができるような、そういった認定システムをつくって対応しているということでございます。自賠償の保険金と重複してといいますか、それとは関係なく出しているということでございます。

○委員 それは自賠償保険に入っている人から文句は出ないのですね。あくまで賠償責任ということで、二者関係でしかこれはないのだけれども、自損事故は入っていないわけですね。その場合でも一応拡大活用しているということですね。

○事務局 ●●が御専門だと思いますけれども、民事賠償において NASVA の介護料を損益計算に入れるかということですが、どうも法律実務の中では入れないというようなことで整理されているようでございますけれども。

○委員 よろしいですか。

それでは、続けてお願いします。

○事務局 今のパートの評定は記載のとおりでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 はい。

それでは、評価調書 24 ページをごらんいただきまして、自動車アセスメントに関する評定でございます。

安全性能の向上度合いにつきましては、これまでアセスメント情報提供業務を実施してきたことにより、自動車メーカーによる安全な車の開発が着実に行われており、法人の取り組みは着実な実施状況ということで「A」を評定してございます。

25 ページですが、わかりやすい情報の提供、情報提供ツールとしてパンフレット、ホームページ、グランプリ発表、諸々と、項目としてはア、イ、ウ、エ、オをまとめて評価するわけですが、いずれも順調であるということで「A」を評定してございます。

26 ページをごらんいただきますと、自動車アセスメントに関するスクリーニングケースのユーザーの評価度は 4.0 の計画値に対して 4.1 ということで、計画値をクリアしているため、着実な実施状況で「A」をつけてあります。

それと 27 ページ、新たな衝突試験への対応ということで、21 年度につきましては計画されたものはすべて順調に導入しておりますということで、「A」を評価してございます。

次に 28 ページに行きますが、海外の関係機関との情報交換ということで、予定している計画上、アジア諸外国を含めた海外のアセスメント関係機関との情報交換、これは世界 NCAP インフォーマル会議への参画をして、最新の試験内容について情報提供しています。さらに JNCAP と ANCAP、韓国、それから Euro-NCAP などによる会議が開催されて、これらも試験方法につきまして意見交換を着実にやったということで「A」を評価してございます。

29 ページのタスクフォース、外部評価における結果をホームページで着実に公表しているということで「A」を評価してあります。

以上がアセスの項目でして、次に自動車事故対策に関する広報活動ということで、これも各種イベントへの参画、記載のとおりでございますけれども、着実に実施しているという状況なので「A」を評価してございます。

予算、収支計画、資金計画なども適切に予算化されたものを執行されている。これもただいまの監事監査、あるいは監査法人などの報告にあったように、着実な実施状況であるということで「A」を評価してあります。

評価調書 30 ページの主務省令で定める業務運営に関する重要事項ということで、中期計画に沿って療護センターの先進医療機械につきましては計画更新などが進められています。21 年度も計画どおり整備されており、着実な実施状況ということで「A」を評価しております。

最後の項目ですが、人事に関する計画ですが、これも再三説明に出ました 21 年 4 月、21 年度期首より職員の俸給月額を 5% 引き下げたということに対しまして、対前年予算比に対して 8.8% という大幅な人件費削減がなされました。その結果、先ほど監事の報告にもありましたが、5.9 ポイント、前年に比べましてラスパイレスは 104.7 ということで大幅に減じられた。こういった血の出るような人件費の削減努力、これを踏まえましてすぐれた実施状況と、国家公務員の人件費改革、給与改革、その上にプラスして 5% 引き下げたということでございますので、すぐれた実施状況というふうに評価して、「S」を評価し

てございます。

以上でございます。

○委員 それでは、ほかの御質問をお願いします。

○委員 最後の人事の評価のところですけども、一応「S」でいいと思いますけれども、これはおしなべて全職員の5%削減ですね。よくマスコミのほうで話題になっているのは、俗に言う天下りの人たちの、上にいらっしゃる理事長を初め役職にある人たちの給与とか退職金とか、そういうものについては、これは切り込んではいらぬのですか、いない。

○事務局 職員が一律5%、役員は3%、年間報酬ですけども、を削っています。月額が職員に対して比較的高いので、3%切りますと切り高は結構なものだったというふうに聞いておりますが、そういう意味で役員も職員もすべての正役職員が4月から俸給カットをした。NASVA独自の取り組みでやっております。

○委員 結局「S」がついてしまったので、当然これは彼らにフィードバックが行きますね。そうしたら、あれでよかったのだとなってしまって、次はどうするのかと思って、その辺はどうなのですか。これでとまってしまうのですか、それともまだ引き続きされるのですか、その辺の見通しは。

○事務局 NASVAの人件費の下げというのは18年になされました総人件費改革をずっと引っ張ってきていて、その計画減、削減というのを目指していました。それは数字的にはもうクリアしています。しかしながら、このラスパイレス指数というのは実は比較する公務員の指数も若返りなど、あるいは日本全国の行政職（一）という俸給表適用の人と比べるわけですけども、比較的NASVAの支所は県庁所在地にあって地域手当とあって、都市手当的なものがついていて、底地からちょっと上がっている方向です。対国家公務員は、公務員は地方部の河川とか道路とか、当省で言えばそういった出先もあります。したがって、押しなべますと大卒が多いとか、都市部にオフィスが多いといったような要因も含めて、総じてNASVAは公務員の給与に対して比較的高めに出てきていたというのが実際です。しかしながら、国民に理解を得られる水準かどうかということを考えますと、NASVAのとった道は一律に給与カットしかもうない。職員数を大幅に削減すれば人件費は下がっていきますけれども、そういうものでもなくて、給与水準というものは実際にもらうほうの水準ですので、この道を選んだということです。ですので、今後どうするかというのはまたNASVAの業務運営になりますけれども、先ほど監事が注視していますという報告がありました。やはり職員のモチベーションが極端に下がらないようにするには、お給料

の面はどうするかということは経営者としても拙速なことではないのではないかと思います。したがって、この水準が極端にまたずっと下がっていくかということはまだまだちょっとわかりかねますけれども、この水準をまた元に戻さないような努力はするのではないかと思います。

○委員 やはり今●●さんがとおっしゃったけれども、モチベーションは私も非常に大事なポイントだと思っているのですけれども、世間の見る目もかなり意識されていますね。どういうふうに分たちが見られているかということで、だからその辺のバランスで多分決まってしまうと思うのですけれども、私、割に普遍的な質問なのですけれども、こうして「S」をもらってしまうと、「A」だったらまだ努力目標があるのだけれども、「S」は一応最終目標を達したとなるから、そこでとまってしまいうということはないのですね。そこだけちょっと気になったのですが。

○事務局 恐らくそれ以上の評点はあれにしても、この「S」を維持しようと努力はして、この人件費の項目にかかわらず、恐らくいい評価はいい評価で持続させるということだと思いますけれども。

○事務局 「SS」というのもありますので。

○委員 「SS」があるのか。

○事務局 ええ、ですからかなりインプレな表現なのですけれども、要するに5点満点なら3点というのが「A」で、それが4点ということですから、それより先もあるし、これはこの年だけ、それをやった年に一応4をつけたという意味だと思いますので。

○委員 要するに言いたいことは、頑張っていらっしゃるから応援したいのだけれども、だからといって慢心するなよと、そのバランスですね。それがこういう記号で一発で相手にうまく伝わればいいと思います。ありがとうございます。

○委員 いいですか。

○委員 はい。

○委員 やはり私も気にかかるのだけれども、この「S」評価はわかるのですけれども、やはりこれは一番注目される場所ですね。この人件費のところ「S」評価ということになれば、恐らく委員が行かれたときに、これ、「S」というのはある程度目が覚めるぐらい頑張ったというふうな評価だから、ここは目立つところだと思うのですね。だからほかと比較して、なるほどNASVAは確かに役員報酬もこういうふう減って、ほかの法人と比較して間違いなく目覚ましい改善をしたというか、人件費を節約しているよというふう

なことがあって初めて●●のほうも説明がつくのではないかいと思うので、ちょっとそこはやはり●●と一緒にひっかかる場所なので。

○事務局 他の法人と比べて、これを評定の理由に入れるのはどうかと思いますが。

○委員 もちろん、もちろんそれはそうなのだけれども。

○事務局 現実としては国交省は 20 独法があって、たしか前年に比べたラスパイレスの効果度が高かった法人の 2 番目ぐらいですね。

○委員 ここが。

○事務局 ええ、NASVA が。110.幾つか、100……、5.7 ポイント下がったというこの下降度は NASVA が 2 番目ぐらいだったですね。もともと高いものは 130 ぐらいあった法人が 120……、ちょっと今数字は忘れちゃったけれども、大幅にちょっと落とした法人があるのですけれども、たしかそれに次いで業務系法人では一番 NASVA が、そういった横の比較度を見るとまあ頑張ったねというふうなことでも通用するのではないかと。

○委員 ないかと。確かにほかと比較するのはおかしいのだけれども、でも、委員は絶対聞かれるからね、これは。

○事務局 数字的に見てもたしかもう真ん中より下です、この 104.幾つというのは。それがまず 1 点と、20 独法の降下度が高かったということ、そして 21 年度の国家公務員の給与改革に合わせて、プラスして 5%下げたということは厳然たる努力ではないかと思いません。現に昨年度は私ども国家公務員は夏、冬合わせまして賞与のカットがございました。それも NASVA は一緒にやっています。つまり、国家公務員と削ることを一緒にやらないとラスパイレスでまたさらに乖離が出てしまうので同じことをやって、さらにそれだとラスパイレスは下がらないので 5%を思い切って下げたということです。

○委員 だから「S」評価をしても、●●が言われたように、これはもうこれでいいというのではないということだけはきちんとやはり意見として付しておいたほうがいいのではないかな。委員のほうは、恐らく今みたいなことがあるとすれば、ある意味ではここを評価したのだという説明は十分できるのかもしれないとは思いますがけれども。

○委員 何でこだわるかという、事業仕分けのときのマスコミで●●さんがインタビューを受けて、聞かれたことは、あなたの退職金はどうなのだと聞かれて、答えたらやはり「高いですね」と言われてしまっているのですね。●●さんは多分身に染みていると思うのだけれども、どこかのチャンネルで放送したのだけれども、そういうことしか聞いてくれないと彼はおっしゃって、それはよくわかるのだけれども、世間の見る目はそうなので

すね、社会全体は、皆さんも含めてね。今や国会議員の経費削減も、今例の日割り計算に行こうとやっていますね。あれ、今回の臨時国会を通らなかったら政治家全部が不熱心だというふうにみんな思うような雰囲気になつていましてしょう。だから、国全体が今そういう方向に流れているから、そういう中でこれを「S」にしてしまうとお手盛りと言われても困るなど思ったのですよ、正直言って。だから、着実にやっていますねということでやはり「A」なのかなという気もしたので今ちょっと申し上げたのです。これぐらいの努力はやって当たり前というのが世間の見る目ではないかなというのが私のちょっと気になったことです。それを「S」にしてしまうと、わずか 12 項目しか「S」がありませんでしょう。だから、ここはどうなのかなと思ったのであえて発言したのです。●●さんもそう思っているのなら。

○委員 そうなのです。だから、努力を認めてあげないと、やる気をなくしてしまったら困るなどというのはもちろんあるのですよ。だから、これは頑張ったなどは思うのですよ。思うのだけれども、やはり●●がおっしゃったような御発言等もあったので、だからそのところを、今の●●さんの話であれば、委員としては、これはこういう議論をした上で一応評価したということでコメントは十分可能かもしれないのですけれども、それを受けた上でなお、やはりこれでいいというわけではないよということを最低限付しておかないといかんのではないかと思ったのです。

○委員 だから、あえて厳しく「A」にするのも 1 つの手かなと思ったのです。知的な叱咤激励、決して世間の見る目は甘くないよということを、我々委員の総意と。

○事務局 委員と最終的に御相談ということになりましようけれども、さらなる人件費削減ですか、給与体系の見直しを進めますというのが年度計画でありますので、さらなる給与体系、給与構造の改革を推し進められることを望むとか期待するとかということを意見欄に付すというようなそういった対応、ちょっと文言はまた事務局の中で話し合ってみたいと思いますけれども。

○委員 今 20 あるとおっしゃったでしょう。そしてほかのところは「S」なのか「A」なのかについてはある程度見通しはわかるのですか。

○事務局 すべての独法がこの人事に関する計画を立てているとは限らなくて、ただラスパイレスという指数、指標はもうすでに 6 月中に各法人が公表することになっていますので、ガラス張りには一応なっています。総務省も、総務省の公表こそ並べてしまうのです。だから、そういう公表はこれからだと思いますけれども。

○委員 今の議論は、これはやはり評価委員会の置かれている役割にもかかわる話でして、つまり最初の目標に対してどうかという評価であれば「S」ということが相当なのだろうと思いますけれども、今の話はさらに突っ込んで、どうあるべきかということまで指し示しているわけですね。それを評価の中に加味しようとする、それは全体との整合性の点でどうだろうかということがあるような気がします。とにかく、去年も、それからその前の年も同じようなことを言ったのですけれども、要するに目標に対して粛々と評価をするというミッションだとすれば、今示された原案のようなものになっていくのかなと思います。与えられた評価に何かしらの意味を含ませようという意図をとるとすれば、またちょっと違った評価のあり方というのがあるかもしれないですね。それで行くと、例えばここで見ると「S」と「A」ですし、全体的に見ても非常にいいという感じですね。非常にポジティブな評価という感じなので、評価委員会は非常に好意的に見ていますというように見えますね。

○事務局 やはり評定は、当てはめはぜひして、適切に、適正に、それはやはり年度計画に沿った年度評価なのだけれども、もう一つは中期計画の計画達成状況がどういう状況にあるのかという2つの点ですから。

○委員 ですから、私が思うのは、目標に対して評価するというのが一義的なこの委員会の使命ですので、それに対する評価をつけるのだろうと思いますけれども、それに対してさらにコメントのところで今おっしゃったようなことを付記するようなことでメッセージを伝える、そういうことでさらなる努力を期待するというようなことで意図を伝えるというところが折衷かなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員 その点はそれでいいです。そのほかのところでいいですか。

○委員 はい。

○委員 これはちょっと確認なのですけれども、評価の対象外にしてあるところ、30ページですね。30ページの6番の剰余金の使途のところはバーが入っていて評価対象外になっているわけですね。この剰余金の使途というのはどういうときに評価するのかというのがちょっとよくわからない。というのは、平成21年度は該当なしとなっているのですね。損益計算書上、積立金を取り崩しているのは取り崩しているのですね。積み立てはしていない、利益処分として積み立てることはしていない。では、ここというのは使途が適切かどうかということの評価というのは何を評価するのだろうというのが、なぜバーなのかという、すなわち利益処分において処分の対象として考えていないから該当なしということ

なのですか、これは。

○事務局 済みません、担当でありながらお答えがなかなか難しい、事実としてこの2項目、剰余金の使途で挙げられた利用者サービス充実のための環境の整備と職員研修の充実というのは、歳計剰余金といいますか、剰余金を使っていいというふうには中期計画上なっておるといふふうに聞いておるのですけれども、実は予算執行の面で、ちょっと詳しくまた申し上げられないのですけれども、財務省に予算執行面で伺いを立てたところ、ちょっと難しい、困難というふうに、機構はと。では、何で最初からそれを立てたのかというのはあるのですけれども、ずっとここはバーになっているというのはあるのです。

○委員 だから事実関係として、ただ目的積立金を取り崩しているのは事実なのですね、損益計算書上。使う、使わないという意味で言えば使っているわけですね。これは資料1の財務諸表の3ページの下から2行目が前中期目標期間繰越積立金取崩額なのですね。だから、当期純利益は2500万円なのだけれども、それを取り崩したことによって7000万円に膨らむわけですね。ということは、現実に使っているのですね。これはなぜ使ったかという、18ページに書いてありますね、どういふふうに使ったのだということ。18ページにこういふふうに使いましたよと、貸倒引当金で費用が発生したから4500万円使いました。前払費用で1万4000円使いました、トータル4500万です。この分を使いましたと言っているわけですね。その貸倒引当金4500万円の費用が発生しましたというのは、また3ページに戻ってもらうと、3ページの上から3つ目の数字のところは貸倒引当金繰入なのですね。ここが発生したからこれを相殺するために下でプラスを入れてしまいますよ、差し引きゼロですよという処理をしているわけですね。だから、まさに使っているのですね。そうすると、使っているのだけれども、該当なしということはこのことを指しているのではないということになってしまうのですね。だから、そのところがどういふときに評価して、どういふときに評価しないのかというところがちょっとよくわからなかったということです。

○事務局 この計画項目に該当する支出がなかったという意味で該当なしということでしょうけれども、済みません、私が先ほど申し上げたのは……。

○委員 さらに言うと、おっしゃるとおり積立金を第1期のときに積み立てたときは、この2つに使うぞという形での積み立てをしているはずなのですね。だから、そのときはそういう名前がついていたはずなのです。ところが、第2期に繰り越すときにそれを全部十把一絡げにして中期より繰越となってしまったから何に使うかわからなくなってしまっ

いるのですね。だから、貸倒れなどに使っているのだと思うのですけれども、そういう意味では逆の言い方をすると、それに使うことというのが適切であったのか、なかったのかみたいな話にもなってしまふのかもしれないという、その辺のだから評価をどうするのだろうかというのがちょっとよくわからないということなのですからね。

○事務局 今ちょっとお答えできないので、済みません。

○委員 ちょっとこれはほかのところとの、これこそ横並びもありますので、当部会だけの問題ではないのだろうと思います。しかも、国交省だけではなくて全部だと思ふのですね、多分。

○事務局 はい。

○委員 逆にこれというのはどうやったら評価にあれに乗せられるのですか。

○委員 だからどういうときに、先ほど言ったように使ったということに関して、この目的でちゃんと使っているねというふうに評価するのか、あるいはここで該当なしということとは使ったということの評価しているのではなくて、利益処分として積み立てようとしていないよね、すなわち財務諸表で言うと5ページに処分に関する書類というのがあって、利益が7000万円出たけれども、これは単に積立金として特別の目的はつけませんというふうになっているわけですね。だけれども、もしそれが自己努力であれば特別の名前をつけて積み立てていいよという話になるわけだけれども、それをやっていませんねというところの該当なしなのか、その辺のところはちょっと、どっちを……。

○委員 そうですね。確かに、特にこれは一応収益を上げているのか、一応上げて…。

○事務局 業務実績報告書の100ページに「剰余金の使途」という項目がありまして、NASVAからちょっと説明はなかった項目ですが……。

○委員 該当なしだから。

○事務局 剰余金の使途として、目的積立金として承認された場合にはこの土俵に乗ってくるのだと思うのですけれども、97ページにちょっと戻っていただきまして、「その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報」の一番最後のパラグラフなのですが、ここは目的積立金として承認され得ないというようなことなのですね。

○委員 ええ、そうですね。だから、その……。

○事務局 つまり経営努力認定、行管局の……。

○委員 これは全部一緒だと思うのですよ。自己努力ではないから特定目的の積立金は認めないよというのは、これはもうもともと言われているわけですから、それはもうそれで

いいのですけれども、だから該当なしなのかという、何を評価するのかという評価対象がわからないという、そういう意味なのですけれどもね。積み立てていない、だから該当なしなのだよということなのか、だけれども、タイトルから見ると剰余金の使途ということで、こういうために使いますよというようなことが書いてあるような気がする、そのために適切に使っていますかと、使ったときにはですね。使わないときには該当なしなのだけれども、使ったときにはそのために使っていますかという評価が入るのかなということなのです。だから、どちらが評価対象なのだと。積み立てることが評価対象なのか、積み立てたものを使ったことが評価対象なのか。

○委員 これは国交省さんの判断ではなくて、総務省になってしまうのですか。

○事務局 いや、一義的には私どもだと思うのですけれども、所管としては。まずこの承認されて……、どうなのですか、自己努力によって、法人の努力によって積み立てていいよというのが多分目的積立金だと思うのですが、それを、私の説明はちょっと変かもしれませんが、費用進行基準で行くと、自己収入で賄っているのか運営費交付金で賄っているのかというのはちょっと経理上、費用進行基準を NASVA はとっていますので……。

○委員 多分、だからこれは……。

○事務局 そういう意味では属性として判断……。

○委員 認められないと思います。

○事務局 認められないというか。

○委員 認められないと思います。その認められないということを前提にしてですけれども、認められないということを前提にして、だからそういう処分を考えていないよ、だから 30 ページは該当なしなのだよというふうにつながるのかどうかということなのです。そうつながるのであれば該当なしなのですよ。

○事務局 そのようだと考えるのですが、さらに言うと、ではなぜここに項目があるのかというのは、済みません、私としてはちょっとあれなのですけれども。

○事務局 今の理屈から言ったら先生がおっしゃるようだと、そうじゃないとこれはつながらないですね。その割に、何となくこの書き方が、積極的に使ってもいいかのように書いてあるところは余り深い意味がなくて書いてあるということではないかなと今思うのですけれどもね。したがって、使えないものだから使わないし、そのこと自体、評価という余地がないからバーと。

○委員 恐らくそうだね、言わんとするところはそうですね、きっとこのところは。

○委員 でも、逆に言うと、ここに書いてある使途のようなことはやっていないわけですね、じゃあ。

○委員 やっていないのですよ。

○事務局 ええ、ですからこれを書いていること自体がちょっとそういう意味では変な…。

○委員 イリュージョン。

○事務局 独法通則法によれば、各年度で利益というか、収支差があったときには、まず第一義的には積み立てることになっていて、積み立てない場合には事前に中期計画で決められた使途に使えらなくなっているのですね。法律上、事前に中期計画で使途を決めておけば、それに剰余金を使えるということになっている。その法律で先に決めておけると言われた使途が、中期計画で決めておいた使途がここで書いてある利用者サービス充実のための環境の整備と職員研修の充実なのですね。だから、これにだったら制度上は使える。だから、それを使っていけばバーが何かになって、これに対する評価をしなければいけないということなのですけども、だから制度上、穴をあけるといいますか、使えるようにするために中期計画で職員研修の充実などを書いていった。だから、これは書いてあることがおかしいというよりも、中期計画でこれは決めてあるので、使えるように、それを使ったかどうかは、使った場合には検証していただくということだと思っておりますけれども。

○委員 ということで言うと、使っているのですね、今期は。

○事務局 いや、使っていない。

○委員 いやいや、このために使っていないのですよ。貸倒れを補てんするために使っているのです。

○委員 別目的。

○委員 18 ページ、先ほど言った財務諸表の 18 ページ。

○委員 貸倒引当金ですね。

○事務局 だから、積立金は使っていますけれども……。

○委員 これは積立金、上に 7 番がありますね。単に残しているのは 44 条第 1 項積立金なのですね、単に残っているのは。ところが、ここで使っているのは第 1 項積立金ではないのですよ。その上の分なのですね、前中間期からの繰り越してきた分。

○委員 積み立てを使ったのだ。

○委員 これは多分すぐに解決できないと思うので、どういうふうにするかとい

うのは後で決めていただければ。

○事務局 その考え方とか、一回事務局であれして、先生方にまた何らかの形でお知らせするということによろしゅうございますか。

○委員 はい、済みません。ちょっとその辺が、いつもここがひっかかるのですよ。どういうときにここは評価対象になるのだろうかというのが。

○委員 そうか、会計処理の、先生の御専門からするとそう見えるのですね。預け入れて、そのまま積み立てに回るものは法律的にはもう計画にのっている利用ではないのだから、それはもう評価対象外なのだというふうにポンと外してしまっているのだろうかと思うのですけれどもね。

○委員 それは通俗的に見てへりくつだね。

○委員 済みませんでした。

○委員 そこはちょっとペンディングという形で、それを除いて続けてもらいたいと思います。以上でとりあえず評価調書に関する御説明はいただきましたけれども、総合的な評価案についての御説明をお願いいたします。

○事務局 評価調書案におつけした最後の2枚の表現でございますが、これは「事務局案」と書いてありますが、個別評定につきましては、評定の分布が「S」が12項目、「A」が21項目ということで、もっぱら分布としては「A」が多い分布になってございます。

こうした業務運営評価の評定の分布状況と総合評価の記述の評価、これをあわせて総合評定するというふうなことでございます。総合評価の記述につきましては3つに分かれていて、法人の業務の実績につきましては記載のとおりでございますけれども、1パラのほうで着実な実施状況、もしくはすぐれた実施状況にあると認められるという1パラの一番最後の結びですけれども、そうしておいた上で、特に2パラで適正診断のIT化の取組強化、運輸安全マネジメントへの積極的取り組みなど事故防止対策の推進、それから重度後遺障害者の治療・看護を行う療護施設の確実な運営、療護施設の入院患者の治療改善効果の分析・公表等々、訪問支援もここに書きましたように、今回の目玉とNASVAさんはおっしゃっていましたがけれども、評価のキーワード的なものを並べまして、こういったことを通して中期目標の達成に向けて21年度は着実な実施状況というふうに認められると結びました。

課題・改善点・業務運営に対する意見でございますが、4点ほど挙げてあります。さらなる管理体制のスリム化というものが1つ目のポツでございます。

2つ目のポツは民間団体、これは安全指導業務の中で実施機関になろうとする民間団体等に対して本法人がこれまで培ったノウハウの提供、教育訓練を積極的に行うことが求められるとしてあります。この取り組みは行政刷新会議による云々と、政府が考える施策を実効あるものにするために必要という表現にしてあります。

3つ目は一般病院の療護施設機能の一部委託、これは北海道の札幌と九州の久留米の聖マリアですが、この2カ所の一部委託については順調に進められている。脱却者も順調に出ております。こうした極めて順調に進められているところであるが、療護施設により被害者―「が」が抜けておりますが―ができるだけ多く救済されるよう、引き続き努力を期待するとともに、治療改善効果の分析は療護施設の治療・看護水準のさらなる向上のためにも引き続き分析結果を公表していくべきである。これは今回で終わるのではなくて、継続して毎年なのかちょっとわからないところがありますけれども、もっと改善の分析を進めてほしいということを入れております。

4つ目のポツは広報活動です。広報活動の充実に向け、引き続きさらなる努力、改善を図るべきであると結んでおいて、ただし、21年度の取り組みの中では療護センターの取り組みをPRするための一般向けDVD、先ほどごらんいただいたDVDを作成し、医療機関のソーシャルワーカーに配布、周知し、被害者と接するソーシャルワーカー等を通じて療護センターの周知に取り組む等、効果的な広報にも取り組んでいる。このように被害者などに効果的に周知を図る手法などを積極的に取り入れるべきである。漫然な広報というよりも、効果的な広報を進めてほしいというようなメッセージをこの4つ目のポツで入れてあります。

その他というのは法人の自主的な努力、年度計画に書かれていないような法人の自主的な努力を評価にする場合にここに入れるわけですが、事務局案としては1つ、被害者団体の意見交換を積極的に行っている。こうした取り組みが被害者やその家族の置かれた状況や精神的負担などを的確に把握するよう、少し言葉はこなれていませんが、把握に努めた結果、訪問支援サービス等において職員がきめ細かに対応できるようになったというふうに、被害者団体の意見交換は自主的取り組みで業務実績報告書に疎明されておりましたが、件数的にも伸ばしておいて、トップマネージャーもそれを進めておるようです。こういった努力もその他として評価した。

以上から、評価の分布が「A」であるので「A」ということですがけれども、ただいまの総合評価を含めて、「S」にするにはちょっとやはり項目が「A」のほうが多すぎるという

こともあって、法人全体の総合評定は「A」というふうに評定したらどうかということでございます。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

何か御意見はございますか。

○委員 概ね結構だと思いますけれども、「課題・改善点、業務運営に対する意見」の中に1つつけ加えてほしいと思ったのは、私、先ほど報告を受けたときにすぐに冒頭に申ししたことなのですが、NASVAさんはプロドライバーを主なる対象にされていますね。例の総合安全プラン2009を受けてNASVA総合安全プラン2009をおつくりなされたのですが、繰り返して申しわけありませんけれども、アマチュアのドライバーよりはプロドライバーのほうが減り方が鈍かったので、当時の自動車交通局長、●●局長が叱咤激励して頑張れということで今ようになったわけですから、そのことをNASVAさんがしっかりと自覚してやってほしいので、私のちょっと考えている文案は、アマチュアドライバーよりプロドライバーの事故削減を事業目標として明示してほしいと思うのですね。それは課題ではないかと思いました。多分わかっているからなのでしょうけれども、明示されていないので、それを明示するのに対しては多分抵抗はないと思うのですね。すべての事業活動がそれにちゃんと有機的に整合しているというふうに見られますので、それはいかがでしょうか。

○委員 どうですか、付記することに関しては問題ないように思いますけれども。

○事務局 事故削減を事業目標として、何か定性的に例えば半減とかというのではなくて、定量的なものとか、何か。

○委員 いいですよ。だから、総合安全プランでうたっているP.D.C.のPがありますね。あれを復唱しても構わないし、あれを受けてもう少し普遍化しても構いませんが、要するにプロドライバーの事故はNASVAが頑張って減らすぞということを内外に向かって言ってほしいのですね。だから、先ほど●●がそういうデータがあるような動きもあったのだけれども、それは大いにいいことなのですが、それが実現できたらNASVAさん、大いによくやったと、次は「SS」になるかもしれないですね。そういう文脈です。各委員の先生方、いかがでしょうか。

○委員 今の御意見というのは、総合評価の中にそういった文言を入れるということですか、課題のところに入れるということですか。

○委員 だから、課題の改善点のところに、要するに明示していないというのが私の言いたいところです。わかっているのかもしれないけれども、態度にあらわしていないと、それが課題ではないかということ。言いづらいかもしれませんが、でも言ったほうが、自分で自分の背中を押すことになりますからね。

○委員 講習の成果が示されるような、そういう実績を示してほしいということでしょうかね。

○委員 あれはたしか 2009 年から始まって 2019 年までの 10 年間でやることとなっていますね。だから決してすぐというわけではなくて、10 年間の時間猶予はあるわけですから、だからこれは中期目標は 5 年で終わってしまいますけれども、だからその与えられた時間内にそれこそ比例配分でいいと思うのですけれども、そういう趣旨です。

○委員 おっしゃっているのは、来年の評価項目の中に入れてほしいと、そういうことですか。

○委員 まあそうですね。ちゃんと旗として示してほしいということです。

○事務局 中期計画、ちょっと役人ぼいことを言っていますが、中期計画はもうクリンチされているような状況で、それに派生した年度計画ということですので、ただいまの●●のですと、かなり目標としては新たな、新たなと言うと変ですけれども、どこかにくみして派生するといった目標よりももっと根本のような印象なので、これを項目評価に入れるという御趣旨であるとちょっと難しいかなという印象ではあるのですけれども。

○委員 ああそうですか。これを見たらいっぱいあちこちに書いてありますね、NASVA 総合安全プラン 2009 というのは。それは精読すると、ちゃんと自動車交通局長が出した総合安全プラン 2009 を受けているわけでしょう。全く反対もしていないし……。

○事務局 そういう意味では、NASVA の 2009 ですね、NASVA 版の 2009 の進捗を報告してほしいというのは可能だと思うのです。ただ、この評価項目に入れるというのはちょっと……。

○委員 じゃあそこはお任せしますが。

○事務局 中期計画があつて年度計画という意味では。

○委員 お任せしますが、●●も賛同しておられたわけなので、表現は座長と事務局に一任しますけれども、その精神だけは理解していただければありがたいと思います。

○委員 評価項目の中に入れることは少し無理があるかもしれませんが、課題の中に何かそういったニュアンスの伝わるようなものが 1 行でも入ると。

○委員 課題の中に、そういう趣旨です。

○委員 ということで、全体的な総合評価は「A」ということが出ておりますが、これに関してはいかがでしょう、御納得いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員 ということでありますれば「A」ということで、これに関する評定理由は後ほど事務局と御相談の上、仕上げたいと思います。そして委員に御報告を申し上げたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、次に政策評価・独立行政法人評価委員会より示された評価の視点を受けた対応に関して、その実績及び当分科会としての評価について、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 大変時間ももう超過しておりますので、手短かに述べたいと思います。

毎年、総務省の政独委、二次評価をなす政独委は評価の視点という、21年度評価をなすに当たりまして視点を明示してございます。法人の取り組みを政独委は10個の視点から評価するという旨の通知を受けまして、それがA4の横、右肩に「別紙」と書かれている、この「別紙」というのは「評価調書別紙」という意味なのですが、お手元にA4で横のマトリックスがございましょうか。総務省政独委、ちょっと長いタイトルですが、云々の対応の実績及びその評価というタイトルです。この10項目というのは一番左端が政独委が示した評価の視点の10カ点です。政府方針等、財務状況からずっと始まっていますが、これらについてNASVAが評価の視点に基づいてNASVAの実績の評価をいたしました。それが真ん中の実績の欄でございます。そして当分科会としてその実績、法人の疎明した実績に対して評価をしたということの紙であります。

委員とも御相談しまして、時間の関係上、政府方針という部分と後に出てきます人件費管理という部分を事務局から御説明させていただく。残余の記載につきましては法人疎明の実績などを評価委員会としてその事実を認めるといった事実確認に等しい記載になっております。

したがって、政府方針等につきまして、1ページ目の①ですが、これまでに実施された事業仕分けで当該法人に係る事項が対象となっている場合には事業仕分けの評価結果を踏まえた対応などにつきまして疎明をするということになっておいて、①としてこれはNASVAが疎明してきた内容ですが、「事業仕分けの評価結果の対応は、政府において判断すべきものとする。」確かに「ユニバーサルサービスを確保しつつ自治体とも協力して民

間への移行を進める」という表現とか、「他法人で実施し、コスト削減」というような、一義的には仕分けの評価結果の対応については我々政府において判断すべきものであるというのが分科会のお立場の表現かなと考えます。

ただ、先ほど委員がおっしゃったように、評価委員会の役割として法人に対して有効なコメントを伝えるということは非常に有意なことであるのでということをお話しまして、ただいま説明した評価のなお書きの部分ですが、「安全指導業務については、事業仕分けの評価結果にあるように「ユニバーサルサービスを確保」することに加え、自動車運送事業の安全の後退することのないように努める必要がある。」そしてまた「自動車アセスメントについては、今後とも法人が実施してきた評価試験の水準、国際的な役割が後退しないよう配慮する必要がある。」というふうに、一応 NASVA の業務の実績などをここで埋め込むような表現を評価委員会分科会として評定したというふうにしたいと思っております。

そして、2つ目の②ですけれども、これはお題がちょっと難しいのですけれども、「業務・事業は、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されているか。」というのは、もともと独法というのは民間が手を出さないといった分野を国が直接執行しない分野で独法が成立したわけですからけれども、法人の扱う業務はこういった業務の内容になっているかということですが、NASVA は法人の3業務、安全指導、被害者援護、自動車アセスメント、いずれも民間に委ねた場合には必ずしも実施されない業務であるという考え方に対して、一たんは当分科会としては「法人の説明のとおりと考える。」というふうに記載しておいて、「なお、現在、民間が参入している適性診断業務については、法人の指導的役割を保ちつつ、民間参入を促すといった取り組みが重要であると考え。」ユニバーサルサービスといったことを NASVA の実績から見て指導的役割を保ちつつということを入れながら、民間参入を促すといった取り組みが重要というふうに評定をいたしました。

次に飛びますが、8ページをごらんいただきたいと思います。人件費管理、これはある意味、先ほど監事監査の報告ではちょっとなかった案件ではありますが、もともと政独委のほうからは諸手当及び法定外福利費について、20年度評価について政独委から指摘がありまして、NASVA も国の手当になくて法人固有の手当ということで、NASVA については結婚祝い金、初婚時ではなくて銀婚式のときに出す手当金、そして子供さんなどが入学した、義務教育だと思いますが、就学祝い金への支出、これは国家公務員にはない給付なの

ですけれども、これを行っていた。これについては当座、今、新聞でも取りざたされたので、NASVAは支給支出を凍結しておりますけれども、こういった事象がある。その前に、この事故対機構のように認可法人から独法になったタイプの独立行政法人は国の共済組合に準ずる互助組織があります。具体的には自動車事故対策機構厚生会という、これは経営側と雇用側といいますか、職員のほうで構成されている組織なのですが、ここの組織を通して法定外福利費、つまりただいま申し上げたような各種祝い金、手当金、それから人間ドッグの実施とか、こういった法定外福利事業をやっているわけですが、どうやら政府の政独委といいますか、政府の統一方針としてはこういった法人の互助組織への法人直接の支出をやめなさいという要請が参っています。

そこで評定の欄をごらんいただきたいのですが、一義的に「法人による安全かつ良質なサービスを継続的に提供する」、これは法人の業務という意味です。「業務を提供するためには、従事する者の適正な労働環境を確保する必要がある。」とした上で、「独法においても一定水準の福利厚生を確保すべきである。」とまた言い切って、「ただし、当該福利厚生の実施に当たっては、より国民の理解を得られるよう実施内容の透明性・公正性を担保しつつ、法人の互助組織への支出は廃止し、法人が職員に対し直接福利厚生を実施すべきである。」ということで、政府の政独委からの要請にこたえるような形で法人の、つまり公金が入った法人支出を透明性を確保する意味では互助組織へ支出するのではなくて、直接法人の事業としてやりなさいという趣旨なのですが、こういうことを当分科会の評定理由として記載したらどうか。

残余は、ただいま冒頭申し上げたような事実の確認でございます。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

それでは御質問をいただきたいのですが、1つ確認なのですが、一番最初に説明された②なのですが、要するに民間に参入の可能性はないのかという話ですが、この問題は要するに費用対効果の関係で、私が聞きたいのは、この事業そのものの性格上、民間ではできないことなのかどうかということが問題とされているのではないのでしょうか。手数料水準が一定の程度あるならば、民間でも参入できるのかどうか、手数料水準がある程度あったとしても民間は手を出さないのか。

○事務局 実際、現実として今民間団体が認定を受けて実施しているという事実があるということですね。ですので、今後……。

○委員 ありますね。そうすると、ここにあるように、民間では必ずしも実施されないというふうに断定してしまっているのですか。

○事務局 この NASVA の記載欄ですね。

○委員 NASVA の見解がね。そして、それをそのとおりだと言っているのですね。

○事務局 独法がなす事業なので、基本的にということかもしれませんけれども。

○委員 今の水準では無理だということはあるかもしれませんがね。でも、事業の性格上、これは民間では全く手が出せない領域、非常に高度に専門的であってということではないのですか。

○委員 今、座長がおっしゃったのは、実績のところの 2 行ですね。「いずれも民間に委ねては必ずしも実現されない業務である」というくだりは果たしてそうかということですね。アセスメントはそうかもしれないですね、逆に言うと。例えば、私が知っているのは、ホンダさんなどはすごいすばらしい設備を持っているのですよ、地下に。絶対に外から空撮できない。私はたまたま見学をさせてもらいましたけれども、すばらしい設備です。ホンダさんは自分の車はそれを使って市場に出すのでしょうけれども、だからといって、ほかのメーカーのつくった車もそこでクラッシュテストをしてくれるかということ、そういうふうには多分ホンダさんは使いたくないでしょうね。やはり公的な性格のところやるしかないと思いますよ、クラッシュテストは。だから、民間のメーカーさんも自信を持っている設備はあるらしいですよ、ソフトも含めてね。だから……。

○委員 ここの真ん中のところの実績、これは独法自身がこういうふうに言う、それはある程度自然な反応なのかもしれないのですけれども、評価委員会がそれに追随してそのとおりだと言ってしまうのかということなのではないのですけれどもね。

何かありましたら。

○委員 「法人の説明のとおりと考える」という、そのところが要らないというか。

○委員 何かお手盛りっぽいような感じがする。

○事務局 では、削除するということで。

○委員 だから、ユニバーサルサービスというところを強調すればいいのではないのですか。それはできないことはないのだけれども、郵便と一緒に、民間で宅配みたいにやれないことはないけれども、離島などはできないでしょうということ、あれと同じ発想だと思うのですけれどもね。

○事務局 民間……。

○委員 よくこういうときに議論になるのだけれども、安全とか健康とか福祉というような事業については、やはりどうしても国のような公的な性格のあるところが担うべきなのです。民間に任せてしまうと、民間はどうしてももうけ中心で動かざるを得ないから、おっしゃっているようにユニバーサルにはならないのです。だから、そういう点ではNASVAさんの存在意義は残ると思います。だから、そこをしっかりと書いておけばいいのではないですかね。

○委員 民間から一時的に参入するかもしれませんが、ただし撤退する可能性も常にはらんでいるわけですから、そういう意味では責任を持って安定的にこういった事業に継続的に携わることができるという意味で、その意味においてはやはり一定のそういう立場の法人が中心的な役割を担うべきである。ただ、だからといって民間の参入をシャットアウトするような環境である必要はないので、ですから民間の参入は促す、あるいは受け入れるのだけれども、やはり中心的な役割としてのものというのが否定されることはないということなのではないでしょうか。

○事務局 考えは違いがないので、何をしたいかはみんな共通なので、表現がかなりややこしいので、ちょっとそこは考えていただいて、きっちり真ん中を書いて、「法人の説明のおりと考える」でもいいと思うし、粗っぽく書いて、評価委員会としてはもっと精緻にこうだというようなこと言うのもあるかもしれませんが、ちょっとそうやってもらったほうがいいのではないですか。

○事務局 はい、ちょっと整理いたします。

○委員 それ以外、どうでしょうか。

○委員 ちょっとよろしいですか。

○委員 はい。

○委員 8ページのところの表現の問題なのですけれども、8ページの④ですね。真ん中を受けた右側、「支度料の支払実績は従来から皆無である。」実績がないということと、規則で払えないということとは多分違うのだと思うのですけれども、一番右側も、「運用上適切である」と書いてあるのです。従来より皆無だから運用上適切であるという、あるいは規定はあって払えるようになっているのだけれども、たまたま払っていないということだったらそれでいいという話にはならないと思うのです。規定をやめろということかもしれないですから。

○事務局 こどもやめろという話ではない、ここは事実確認を政独委のほうから求められ

てはいるのですけれども、単にやめたというところと、新聞などによりますと、規定をいじったというところもあるので、ちょっとこれも並びなども含めてチェックをしたいと思いますけれども。

○委員 その皆無の理由が、ケースがなかったら運用上、適切も何もないわけですよ、当たり前のお話なのであって。

○事務局 そういう意味ではバーにするということもあるのかもしれませんが、該当がないという意味で評定といいますか、評価をする余地がないという意味でバー、バーの項目もあるのですけれども、ほかにも。

○委員 いいのではないですか、それで。

○事務局 法人の疎明としては「皆無である」というふうにしておいて、評定のところはバーという、事実がないのでというふうには、運用上、●●先生が今おっしゃたように「皆無である」ということが、じゃあ規定はあるのか、じゃあ規定はどうするのかというふうにならないようにといいますか、そこまで判断しないということでバーということでもいいのではないかと考えておいて。

○委員 何も言わなくていいのではないですか。

○委員 何もないから評価のしようもない。

○事務局 そういう意味で、評価のしようがないという記載ではなくて、バーという。

○委員 ほかはいかがでしょうか。

よろしければ、この別紙に関しましては評価調書の別紙として添付するというようにいたしたいと思います。

先ほど、まだ部分的に修正を必要とするところがありますけれども、これも御一任をちょうだいしたいということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員 では、そのようにいたしたいと思います。

(6) 業績勘案率の決定について

○委員 最後ですが、(6)の役員退職金に係る業績勘案草案につきまして、お願いいたします。

○事務局 資料5でございますが、御説明いたします。

この役員退職金に係る業績勘案率につきましては、退職金につきまして、退職役員の在任中の業績の評価をいたして、各府省の評価委員会がその勘案率を決定するというふうに評価委員会の専管事項になっております。ただ、取扱いの中では基本は業績勘案率は1.0、つまり1倍、つまり変更がないということの基本といたします。当該率が割り増しも、あるいは社会的にペナルティを科されるような事象があれば減額するといったこともあり得るわけですが、お手元に配布の5-1と5-2というのは●●、それから●●の2名がもうすでに退職をされておりますが、在任中の業績について1.0を変動する要素があるかということをお審議いただくものです。

結果としては、両名とも在職期間の法人の評価は順調ということで評定されております。したがって、法人の業績による勘案率1.0が至当だと考えます。また、個人業績につきましても、それぞれ参考資料をつけましたけれども、報道や会計検査院、国会等の議決、あるいは個人の問題などを含めまして特記事項はないようですので、個人業績についても勘案することがないので0ということで、両名とも1.0のままで決定したいということが事務局案でございます。

○委員 ありがとうございます。

御質問でございますでしょうか。御質問ないようでしたら、記載のとおり、業績勘案率を当分科会として決定したいと考えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員 では、そのようにいたさせていただきます。

それでは、以上をもちまして本日予定されました議事は終了いたしました。御協力、ありがとうございました。

3. その他

○堀田分科会長 それでは、その他連絡事項等につきまして、事務局からお願いいたします。

○高木被害者保護企画官 大変長時間にわたりまして、予定を30分もオーバーして、事務局として、まことに申しわけございませんでした。御審議を賜りまして、ありがとうございました。

本日の分科会の内容等につきましては、冒頭に申し上げたとおり、議事の公開について

の方針に基づきまして議事要旨及び議事録を作成の上、公表することとさせていただきます。議事録の公開に当たりまして、事前にその内容を御確認いただくということを予定しておりますので、委員各位、まことに忙しいとは存じますけれども、御発言の内容等、御確認をお願いできればと思います。追って御連絡を差し上げたいと思います。

以上をもちまして、第 10 回国交省独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会を終了させていただきます。

まことにありがとうございました。

4. 閉 会